

新・旭川市

ごみ処理・生活排水処理基本計画

平成23年(2011年) 3月

旭川市

はじめに

旭川市は、大雪山連峰や石狩川をはじめとする豊かな自然と肥沃な大地に恵まれ、四季折々の表情が美しいまちです。

また、交通の要衝である地理的条件を生かして道北地域の拠点都市として発展してきました。

一方で、このような発展は、全国的にも大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に支えられたものであり、限りある天然資源の消費や生態系の破壊、地球温暖化等多数の問題を引き起こしています。

こうしたことから、旭川市では、「ごみの適正処理」という観点だけでなく、廃棄物の発生そのものを抑制し、再使用や再生利用などのいわゆる3Rの取組を進めるため、平成18年3月に「環境にやさしい循環型の都市を目指して」を目標とするごみ処理基本計画を策定し、容器包装類の分別、資源化や家庭ごみの有料化などの施策を推進してきました。

この結果、ごみ処理基本計画に定める平成27年度のごみ排出量や埋立処分量の目標値は、平成21年度の時点で達成し、1人1日当たり排出量では、中核市においても上位に位置するなど大きな効果をあげています。

しかし、埋立や焼却ごみの中には資源化が可能なものもありますし、更なる分別の適正化や将来を見据えて資源化に向けた調査や研究のほか、ごみ処理における環境への負担やごみ処理経費を考慮することも必要です。

これらのことから、更なるごみの減量や資源化をはじめ地球環境にも配慮した環境先進都市となるべく、現行の基本計画を見直し新たなごみ処理基本計画を策定しました。

また、生活排水処理基本計画についても、生活排水の適正な処理のため、生活排水処理率の目標設定や排出量の計画など見直しを行ったところです。

今後、計画の目標を達成するためには、市民、事業者の皆様と連携しながら進めることが肝要と考えておりますので、なお一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり熱心な議論と貴重なご意見をいただきました「旭川市廃棄物減量等推進審議会」の皆様をはじめ、ご意見をいただきました市民、事業者の皆様、ご協力賜りました関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

旭川市長 西川 将人

目次

第1編 新・旭川市ごみ処理基本計画

第1 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画区域	3
4 計画期間	3

第2 旭川市のごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理体制	4
(1) 家庭ごみの処理体系	
(2) 事業系ごみの処理体系	
(3) ごみ処理フロー	
(4) 収集運搬体制	
2 ごみ処理施設	9
(1) 焼却施設	
(2) 資源化施設	
(3) 最終処分場	
3 ごみの排出量	19
(1) ごみ排出量及びリサイクル率	
(2) 家庭ごみの排出状況	
(3) 家庭ごみの収集回数	
(4) 事業系ごみ	
(5) ごみの資源化量	

(6) ごみ処理量	
4 普及啓発活動	36
5 ごみ処理経費	37
6 ごみ処理に関する温室効果ガス	39

第3 計画の目標

1 基本方針	41
2 数値目標	43
(1) ごみの排出量に関する目標	
(2) 資源化に関する目標(リサイクル率)	
(3) 焼却処理量に関する目標	
(4) 埋立処分量に関する目標	
3 行動目標	50
(1) ごみ処理経費に関する行動目標	
(2) 温室効果ガスに関する行動目標	
4 施策の体系	51

第4 目標達成に向けた施策の展開

1 意識啓発・環境教育の推進	53
1 ごみ減量に向けた意識啓発	
2 家庭ごみの発生・排出抑制と資源化の推進	56
1 家庭ごみの発生抑制の促進	
2 分別の徹底と資源化の促進	
3 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進	61
1 事業系ごみの減量・資源化	
2 ごみ発生抑制の自主的な取組の促進	
3 分別・適正排出指導の徹底	

4	安全で適正な収集・処理体制の確立	64
1	安全で適正な処理体制	
2	収集運搬体制の充実	
3	中間処理体制の充実と確保	
4	焼却処理体制の充実	
5	最終処分体制の充実	
6	市役所の取組	
7	災害時のごみ処理対策	
8	不法投棄等への対策	
5	環境負荷の低減に配慮したごみ収集・処理体制の推進	71
1	収集運搬における環境負荷の低減	
2	ごみ処理における環境負荷の低減	
3	環境基本計画等の関係計画との整合性の確保	

第5 推進体制

1	推進体制	73
2	市民・事業者・市・住民組織等の役割	73
3	計画の進行管理	74

第2編 新・旭川市生活排水処理基本計画

第1 計画の基本方針

1	計画策定の趣旨及び位置づけ	77
2	計画の区域	78
3	計画期間及び目標年次	78
4	基本方針	79

- (1) 生活排水処理の目的
- (2) 生活排水処理の基本方針
- (3) 本計画と関連する計画等との調整

第2 生活排水の処理状況

1 処理形態別人口の推移	80
2 生活排水処理率の推移	82
3 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の排出状況	83
(1) 市内の排出状況	
(2) 3町(鷹栖町, 東川町, 東神楽町)の排出状況	

第3 生活排水の処理主体

1 生活排水の処理主体	85
(1) 生活排水の処理フロー	
(2) 生活排水の処理主体	

第4 生活排水の処理計画

1 生活排水の処理計画	87
(1) 生活排水の処理目標	
2 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥等の処理計画	89
(1) 中間処理施設	
(2) 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の排出量の計画	

(3) 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の収集体制と処理方法	
3 その他	92
(1) ディスポーザー処理槽の汚泥処理	
(2) 移動式公衆便所の貸付	

第5 普及及び啓発活動

1 普及啓発活動	93
-----------------------	-----------

第1編 新・旭川市ごみ処理基本計画

第1 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、平成18年3月に「環境にやさしい循環型の都市を目指して」を基本理念としたごみ処理基本計画を策定し、これまで、家庭ごみの有料化や各種分別リサイクルの拡充、事業系ごみへの対策など様々な施策に取り組んできました。

これにより、ごみ総排出量や埋立処分量など、平成27年度の数値目標をほとんどの項目で上回り、順調に推移しています。

また、この間、^{注1}ノー・レジ袋運動や温室効果ガスの削減に向けた行動や意識の高まり、^{注2}廃棄物処理法などのごみ処理に関連する法律や北海道の廃棄物処理計画の改正など、社会的状況も変化してきました。

-整理した上で、更なるごみの減量により環境への負荷の少ない、効率的なごみ処理体制を構築することを目的に新たなごみ処理基本計画を策定しました。

注1 ノー・レジ袋運動や温室効果ガスの削減に向けた行動や意識の高まり

旭川市においては、平成20年度から市内スーパーマーケット事業者と協定を結びノー・レジ袋運動に取り組んでおり、平成21年度では、辞退率 80.7%、3,677 万枚のレジ袋が削減されているほか、太陽光など再生可能なエネルギーの活用などの取組が進んでいます。

注2 廃棄物処理法などのごみ処理に関連する法律や北海道の廃棄物処理計画の改正など

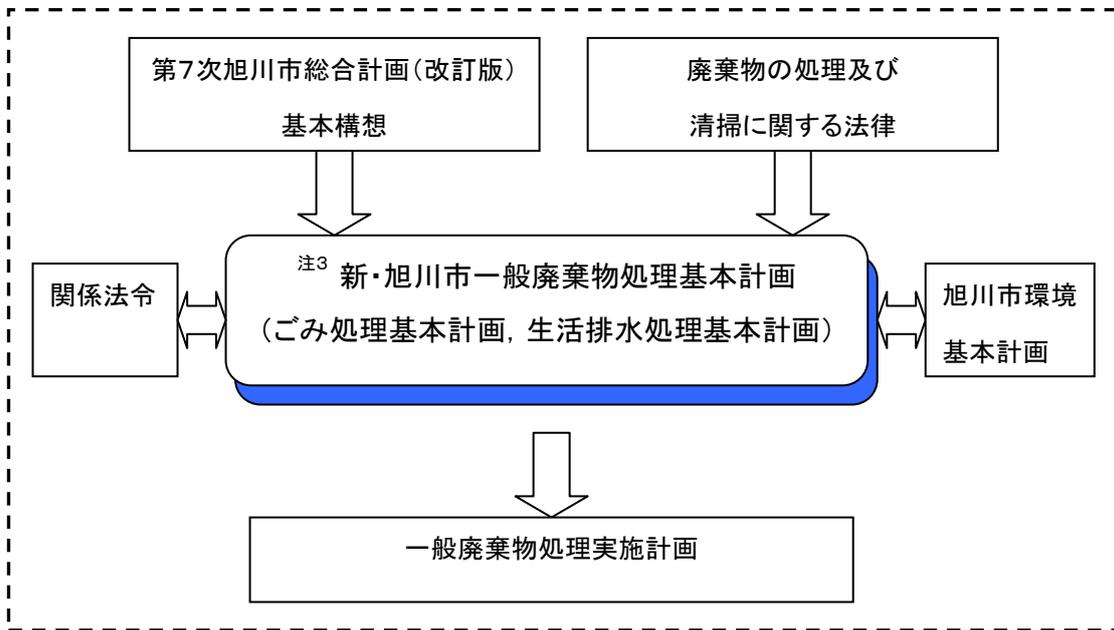
【主な廃棄物関連法等の改正状況】

名 称(通称)	制 定	直近の改正年月	概 要
廃棄物処理法	S45.12	H22.5	・廃棄物の処理や適正処理の推進 ・排出者や処理業者に対する処理基準等について規定
家電リサイクル法	H10.6	H22.5	・家電の引取りとリサイクル及び消費者の費用負担等について規定
食品リサイクル法	H12.6	H19.6	・事業者から排出される食品循環資源の資源化について規定
容器包装リサイクル法	H7.6	H18.6	・ペットボトル等容器包装類の分別と資源化について規定
循環型社会形成推進基本法	H12.6	改正なし	・廃棄物を含め循環社会のあるべき姿、3R等について規定
北海道廃棄物処理計画		H22.4	・道内のごみ処理方針や資源化率などを規定

2 計画の位置付け

本計画は、^{注1} 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

また、第7次旭川市総合計画（H18年度～H27年度）や^{注2} 旭川市環境基本計画との整合を図り、今後の廃棄物処理行政における長期的・総合的な指針となるものです。



第7次旭川市総合計画 基本計画

基本構想で掲げる都市像「人が輝く 北の文化のかおる まち」の実現に向けて、市民と行政が共に目指す目標を明示するとともに、目標を達成するための取組の方向を体系的に示した本市の行政運営の基本となる計画です。

この中で重点目標の一つを「うるおいのある暮らしと豊かな自然を育むまち」としており、ごみの発生抑制やリサイクルの推進、温室効果ガスの抑制などに関する目標像を定めています。

注1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

廃棄物処理法は、廃棄物の排出抑制や適正な処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、昭和45年に制定された法律です。

注2 旭川市環境基本計画

旭川市環境基本計画条例第8条に基づき、環境の保全と創造に関する目標や総合的な施策の方向、配慮の指針を定めるものです。

注3 一般廃棄物処理基本計画

廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、市町村は一般廃棄物処理計画を定めることとされ、基本的な事項を定める「基本計画」と基本計画の実施に必要な各年度の事業を定める「実施計画」の策定が規定され、さらに一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水」に区分し、それぞれの計画を定めることとしています。

3 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とします。ただし、施策の推進に当たっては、適正なごみ処理の観点から、関係法令等を踏まえながら広域的な対応も視野に入れ、他の地方自治体や関係機関等と相互に連携、協力を図ることとします。

4 計画期間

本計画の期間は、長期的な展望に立ってごみ処理施策を推進することなどを考慮し、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

また、平成27年度を中間目標年次として設定し、計画の達成状況等を踏まえて見直しを行います。

計画目標年次：平成32年度
 中間目標年次：平成27年度

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
計画期間・目標	計画開始				中間目標					計画目標

第2 旭川市のごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理体制

(1) 家庭ごみの処理体系

家庭ごみの処理体系は次ページの図のとおりです。

平成8年に分別収集を開始して以来、資源化の推進やごみの減量を目的に分別の拡大を進め、現在16種類13分別のほか、7種類のごみについては、^{注1}モデル的に収集を行っています。

また、平成19年8月からは、燃やせるごみと燃やせないごみについて有料指定ごみ袋制を導入しています。

今後とも分別の徹底や減量に向けた周知を行うことはもちろんですが、より市民に分かりやすく、効率的で環境への負荷の少ないごみ処理のあり方について検討を進める必要があります。

注1 モデル収集

分別収集を行っていない品目を中心に、排出量や市民のニーズを把握するため、町内会との連携や地区センターなどに出向いて試験的に回収を行っています。

家庭ごみの分別区分

H22.4.1 現在

ごみの種類		収集形態	収集体制	処分方法	
家 庭 ご み	1	燃やせるごみ	ごみステーション (週2回)	委託	焼却
	2	燃やせないごみ	ごみステーション (隔週)	直営	埋立
	3	空き缶	ごみステーション (週1回)	委託	資源化
		空きびん			
		家庭金物			
	4	紙パック	委託		
		ペットボトル			
	5	プラスチック製容器包装	委託		
	6	段ボール			
	7	紙製容器包装	ごみステーション (隔週)	直営	
	8	蛍光管			
	9	乾電池(体温計を含む。)	直営		
	10	剪定枝	戸別収集	委託	
11	廃食用油	拠点回収			
12	布類	戸別収集	直営		
13	粗大ごみ	戸別収集	直営, 委託		
モ デ ル 収 集	新聞, 雑誌	拠点回収			
	雑がみ				
	小型家電				
	布類				
	廃食用油				
	金属類				
リターナブルびん					

(2) 事業系ごみの処理体系

事業系ごみは、排出する事業者が自らの責任と負担において処理する排出者責任の原則に基づき適正に処理することが求められています。

そのため、市内で発生する事業系ごみは、事業者自らまたは許可業者により収集運搬が行われています。

現在の処理体系は、平成15年度から分別を開始し、6分別を基本としています。

今後は、分別の徹底のほか、燃やせるごみや燃やせないごみの減量、資源化に向けた取組を一層進める必要があります。

事業系ごみの分別区分

ごみの種類		収集形態	収集体制	処分方法
事業系ごみ	1	燃やせるごみ	注1 一般廃棄物収集運搬許可事業者または排出事業者による自己搬入	焼却
	2	燃やせないごみ		埋立
	3	ペットボトル※1		資源化
	4	プラスチック製容器包装※1		
	5	古紙※2	古紙業者	
	6	空き缶※2	金属業者	

※1 ペットボトル、プラスチック製容器包装は、個人消費分のみが一般廃棄物となります。

※2 古紙、空き缶は注2もつばらぶつ専ら物として、市が扱う廃棄物とは区分しています。

※ 表以外に官公署のみ空きびんをリサイクルプラザで受け入れています。

注1 一般廃棄物

法令により定められた産業廃棄物以外のものが一般廃棄物とされています。一般廃棄物にはし尿や浄化槽汚泥を含みますが、ごみ処理基本計画はごみを対象としているため、し尿や浄化槽汚泥の扱いは除いています。

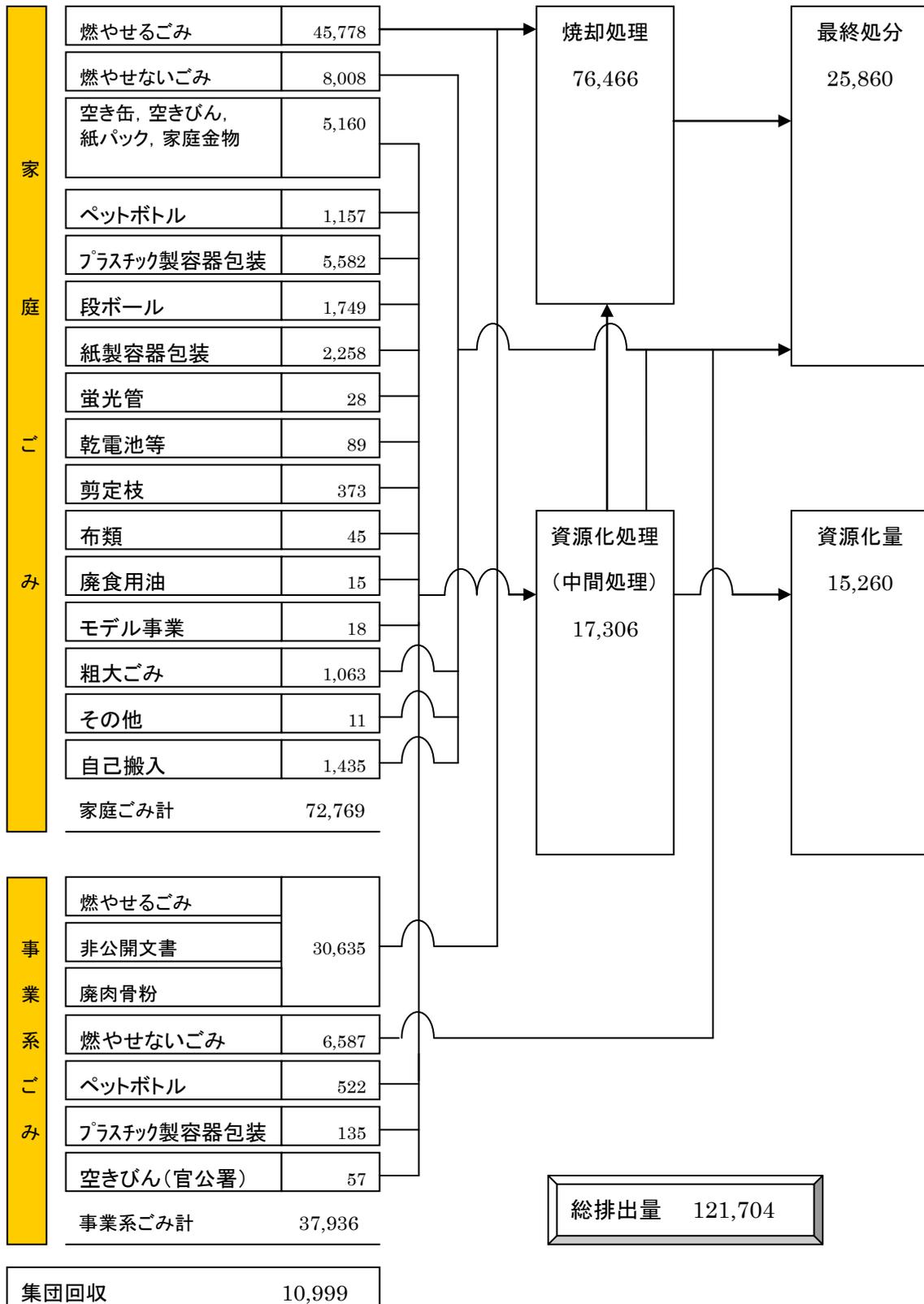
注2 専ら物

古紙、くず鉄(古銅等を含む)、空きびん類、古繊維の4種類は「専ら再生利用の目的となる廃棄物」であり略して「専ら物」といいます。

(3) ごみ処理フロー

数字は、H21 年度排出量(t)

※鷹栖町ごみを除く。



(4) 収集運搬体制

ア 家庭ごみ

家庭ごみの収集運搬は、民間事業者への委託を基本とした計画収集と、一時的な多量ごみなどの許可業者による収集で対応していますが、より効率的な収集体制に向けた見直しが課題となっています。

イ 事業系ごみ

事業系ごみの収集運搬は、排出事業者が自ら行うこともできますが、多くは許可業者に委託して行われています。

今後は、事業系ごみの排出量や分別リサイクルに対応した体制についても検討を進める必要があります。

<収集・運搬体制>

区 分	台 数	備 考
直 営	13台	家庭ごみのうち燃やせないごみ、粗大ごみ等
委 託	13社 57台	家庭ごみのうち直営以外のごみ
許 可	10社 122台	家庭の一時的多量ごみ及び事業系ごみ
限定許可	45社 571台	伐採後の木の根(枝, ^{注1} ぼさ含む。), 生ごみ及び特定家庭用機器

(平成22年4月1日現在)

注1 ぼさ

笹, ススキ, 根曲り竹, 草の類に準じるもので, その葉も含まれます。

2 ごみ処理施設

(1) 焼却施設

焼却施設は、平成8年1月から試験稼働を開始し、市内で発生する家庭と事業系の燃やせるごみのほか、平成14年12月からは鷹栖町の燃やせるごみを焼却処理しており、平成21年度の処理量は約7万7千トンで、計画処理能力(88,200t/年)に対する稼働率は87%となっています。

また、処理に当たっては、排ガス濃度の自主規制値を設け、ダイオキシン類の対策を十分に図り、安全で確実な処理を進めています。

なお、焼却時の熱エネルギーは、蒸気や電力に変えて自らの施設で利用しているほか、近文市民ふれあいセンターやリサイクルプラザへ蒸気等の供給を行っています。

今後、施設の老朽化により設備の修繕等の増加が考えられることから、可能な限り燃やせるごみを削減することにより、施設への負担軽減を図るとともにより効率的な処理を行うことが課題となっています。

【焼却施設の概要】

施設名	旭川市近文清掃工場	
所在地	旭川市近文町13丁目	
稼働	平成8年1月	
炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉	
焼却能力	280t/日(140t/日×2炉)	
熱利用	発電出力	1,800kw(自家発電)
	設備	給湯, 暖房, ロードヒーティング, 近文市民ふれあいセンター及び近文リサイクルプラザの熱及び電力供給

近文清掃工場



年度別焼却処理量

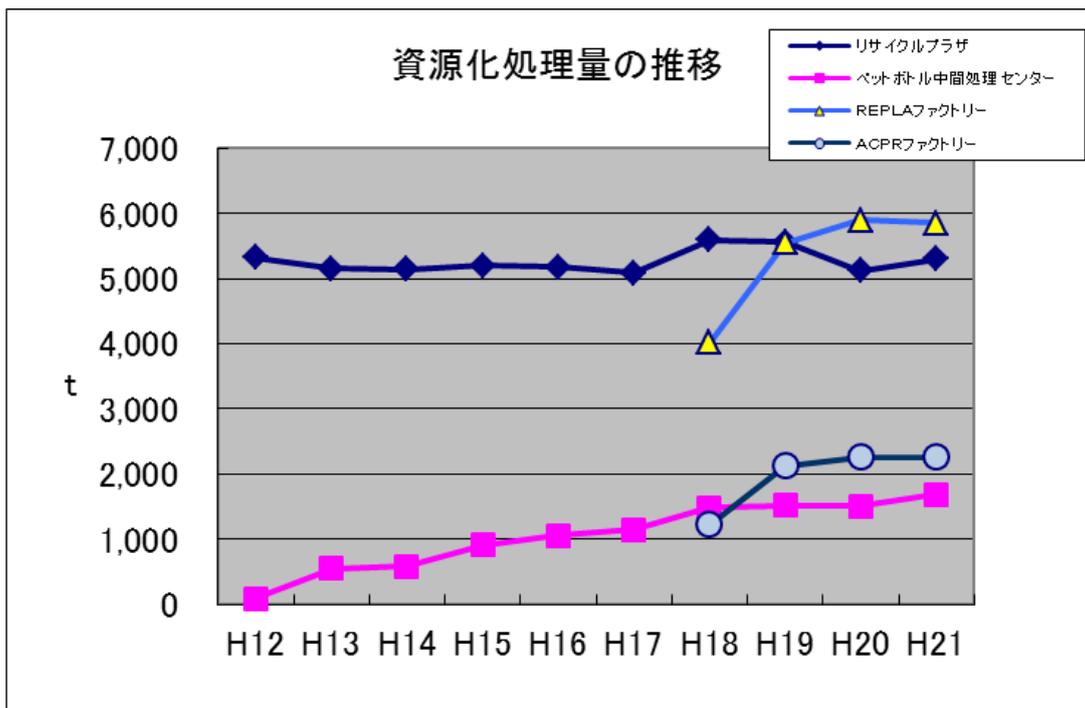
年度	焼却処理量(t)
H12	65,543
H13	65,570
H14	67,815
H15	69,322
H16	69,129
H17	72,736
H18	73,772
H19	81,968
H20	77,844
H21	77,009

(2) 資源化施設

資源化施設は、近文リサイクルプラザが平成8年から、ペットボトル中間処理センターが平成13年から、REPLA(リプラ)ファクトリー(プラスチック製容器包装中間処理施設)とACPR(エーシーピーアール)ファクトリー(紙製容器包装中間処理施設)が平成18年からそれぞれ稼働しています。

処理量はやや増加傾向にあります。各施設においては、容器包装リサイクル協会への引取基準に適合する適切な中間処理を継続して行うことが必要です。

また、今後、施設の老朽化等に伴う修繕等の増加が見込まれることから、効率的で計画的な施設運営を行うことが課題となっています。



【リサイクルプラザの概要】

施設名	旭川市近文リサイクルプラザ
所在地	旭川市近文町13・14丁目
稼働	平成8年1月
施設規模	26t／日
施設内容	選別、圧縮処理施設、保管施設 粗大ごみ再生品展示室 リサイクル情報コーナー
処理方式	(缶、金属類)機械選別、圧縮 (びん)手選別 (紙パック)保管

近文リサイクルプラザ



近文リサイクルプラザの選別ライン



【ペットボトル中間処理施設の概要】

施設名	旭川ペットボトル中間処理センター(民間施設)
所在地	旭川市永山町7丁目
稼働	平成13年1月
施設規模	3.6t/日
施設内容	選別, 圧縮梱包, 保管施設
処理方式	手選別, 機械圧縮, 自動梱包

旭川ペットボトル中間処理センター



旭川ペットボトル中間処理センターの選別ライン



【プラスチック製容器包装中間処理施設の概要】

施設名	REPLA(リプラ)ファクトリー(民間施設)
所在地	旭川市工業団地5条3丁目
稼働	平成18年6月
施設規模	39.24t/日
施設内容	選別, 圧縮梱包, 保管施設
処理方式	破袋, 機械自動選別, 手選別, 機械圧縮, 自動梱包

REPLAファクトリー



REPLAファクトリーの選別ライン



【紙製容器包装中間処理施設の概要】

施設名	ACPR(エーシーピーール)ファクトリー(民間施設)
所在地	旭川市流通団地2条5丁目
稼働	平成18年6月
施設規模	64.0t/日
施設内容	選別, 圧縮梱包, 保管施設
処理方式	破袋, 選別, 機械圧縮, 自動梱包

ACPRファクトリー



ACPRファクトリーの選別ライン



(3) 最終処分場

最終処分場は、平成15年7月から供用を開始し、平成30年3月までの15年間で埋立期間として運営管理しています。

埋立処分量については、家庭ごみの有料化や事業系の燃やせるごみの搬入規制などの施策と、市民・事業者の協力の成果もあって大きく減少しています。

その結果、平成21年度までの埋立量は全容量の46%となっており、計画的な埋立処分が進んでいます。このままの埋立量で推移すると平成30年3月までの埋立容量は確保されています。

今後とも施設への負担の軽減を図るため、更なる埋立量の削減に向けた施策の展開を進める必要があります。

【廃棄物処分場の概要】

施設名	旭川市廃棄物処分場			
所在地	旭川市江丹別町芳野71番地			
稼働	平成15年7月			
埋立容量	184万m ³			
処理	処理能力	600m ³ /日(300m ³ /日×2)		
	処理方式	カルシウム除去, 生物処理(接触曝気), 脱窒素, 膜(MF膜)ろ過処理, 活性炭処理		
施設	放流水規制値	項目	廃棄物処理法に基づく排水基準値	自主規制値
		BOD (生物化学的酸素要求量)	60mg/ℓ以下	20mg/ℓ以下
		COD (化学的酸素要求量)	—	30mg/ℓ以下
		SS(浮遊物質)	60mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下
		T-N(窒素含有量)	—	10mg/ℓ以下

廃棄物処分場 (H15.6.30)



最終処分場の概念図



年度別埋立処分量

年度	埋立処分量(t)
H12	114,970
H13	107,216
H14	106,958
H15	85,987
H16	79,824
H17	74,039
H18	60,973
H19	41,050
H20	23,355
H21	25,860

3 ごみの排出量

(1) ごみの排出量及びリサイクル率

ごみの総排出量(家庭ごみ+事業系ごみ+集団回収量)は平成21年度で121,704tとなり、平成12年度と比較して割合で33%、量にして約6万tと大きく減少しています。

平成20年度のデータでは、1人1日当たりの排出量(排出原単位)では、922gとなり中核市40市中3位、また、燃やせるごみや燃やせないごみなど資源となるものを除いたごみだけの1人1日あたりの排出量は435gとなり、中核市中2位であるなど同規模の都市との比較では非常にごみの少ない都市といえます。

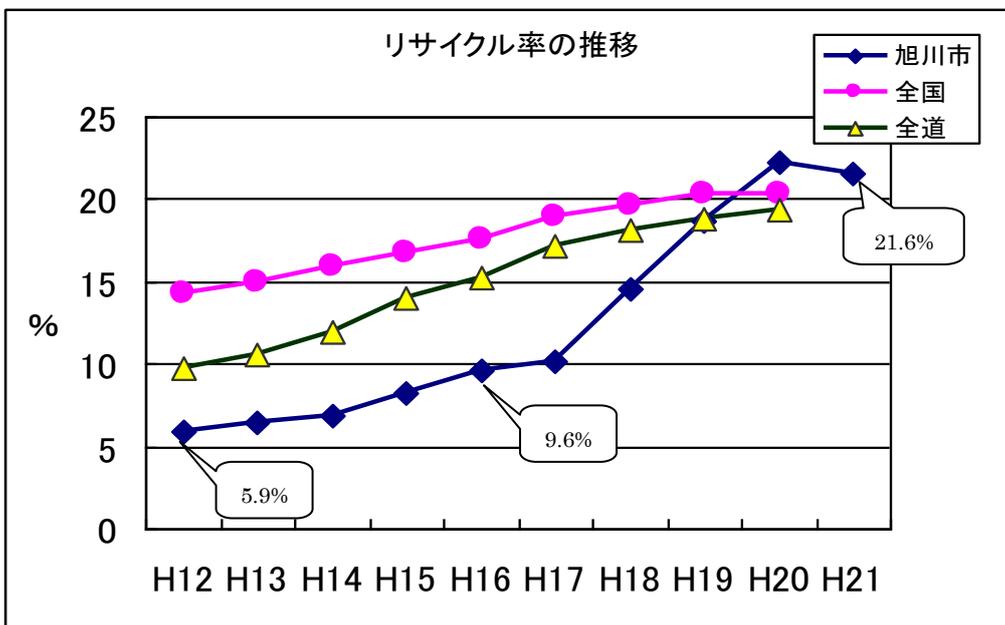
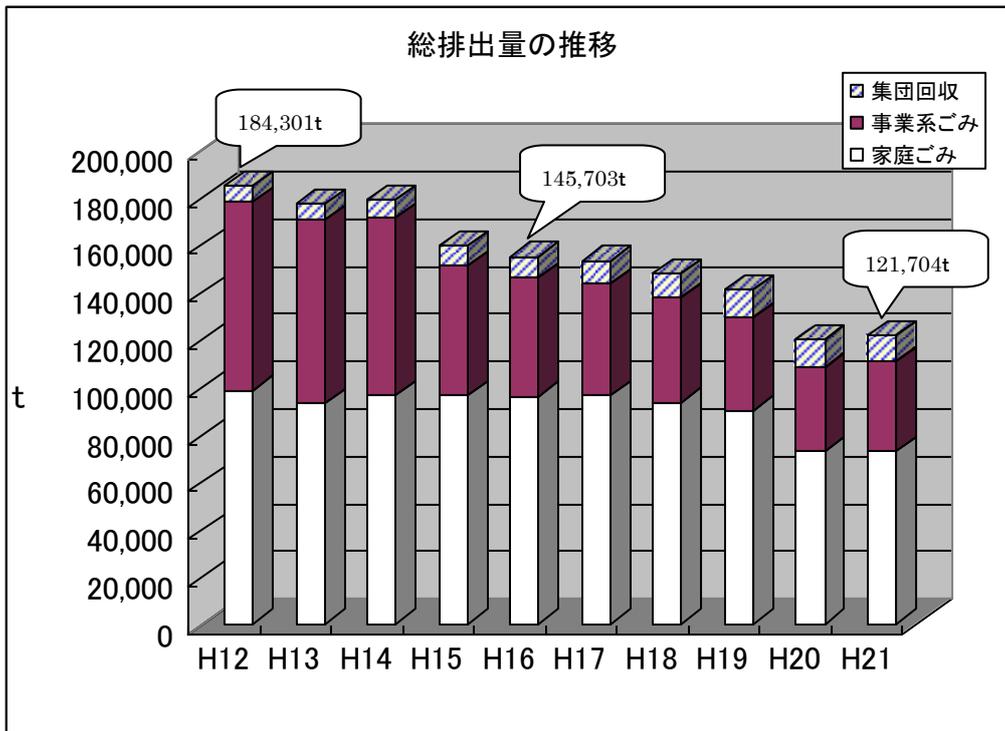
さらに、リサイクル率も平成16年度の9.6%から21.6%へと大きく上昇し、北海道や全国の平均を上回ったほか、中核市でも9位となるなど順調に推移しています。

これらの背景として、家庭ごみにおいては、各種分別の徹底や有料化による市民意識の向上、事業系ごみにおいては、最終処分場への燃やせるごみ等の搬入規制や^{注1}産業廃棄物の排除、分別の拡大などの施策と、これらに対する市民・事業者の理解と協力があつたことがあげられます。

今後とも市民・事業者と情報を共有しながら、分別の徹底や更なる減量に向けて取組を進める必要があります。

注1 産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物等のうち、輸入された廃棄物を含めて21種類が法令で産業廃棄物として定められています。



単位:%

旭川市	5.9	6.5	6.8	8.3	9.6	10.1	14.6	18.7	22.2	21.6
全国	14.3	15.0	15.9	16.8	17.6	19.0	19.6	20.3	20.3	—
全道	9.8	10.6	11.9	14.0	15.3	17.2	18.2	18.8	19.4	—

※全国、全道の数値はH20年度までしか公表されていない。

1人1日当たり排出量

順位	総排出量	g	家庭ごみのみ(a)	g	(a)-資源物	g
1	松山市	822	奈良市	541	高松市	427
2	奈良市	883	松山市	633	旭川市	435
3	旭川市	922	高松市	644	柏市	468
4	柏市	964	旭川市	650	奈良市	473
5	川越市	967	下関市	669	下関市	487
平均		1,079		737		571

※平成20年度一般廃棄物処理事業実態調査結果(環境省)より中核市(40市)分を抜粋

※1人1日あたりの排出量は、「総排出量÷365(366)÷人口×1,000,000(t→g)」で算出

リサイクル率

順位	都市名	%
1	倉敷市	45.4
2	福山市	42.9
3	横須賀市	36.0
4	下関市	27.6
5	柏市	27.5
～	～	～
9	旭川市	22.2
	平均	19.6

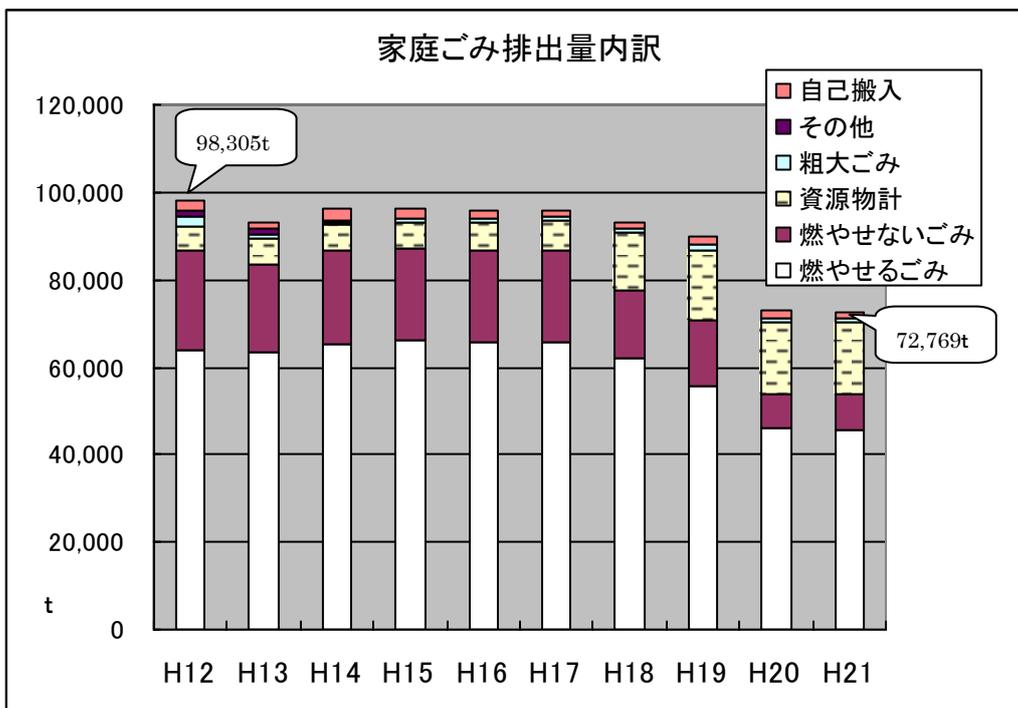
※平成20年度一般廃棄物処理事業実態調査結果より中核市分を抜粋

※リサイクル率は、総排出量のうち実際に資源化されたものの割合

(2) 家庭ごみの排出状況

家庭ごみの排出量の推移を見ると、全体量は減っていますが、資源物の量は増加しています。特に平成19年度実施の家庭ごみの有料化の効果で、燃やせるごみが26%、燃やせないごみが48%の減少となっています。(平成18-20年度比較)

また、資源物についても、平成18年度から実施したプラスチック製容器包装と紙製容器包装の分別のほか、平成19年度からは剪定枝や廃食用油なども回収しており、増加しています。



家庭ごみ排出量推移

単位:t

ごみ種	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
燃やせるごみ	63,842	63,594	65,068	66,179	65,667	65,510	62,013	55,711	46,087	45,778
燃やせないごみ	22,774	19,904	21,537	20,924	20,946	21,346	15,403	14,837	7,820	8,008
空き缶, 空きびん, 紙パック, 家庭金物	5,329	5,157	5,144	5,185	5,168	5,069	5,483	5,488	5,022	5,160
段ボール	—	—	—	134	697	738	1,455	1,877	1,626	1,749
ペットボトル	94	547	590	618	663	706	1,075	1,179	1,167	1,156
プラスチック製容器包装	—	—	—	—	—	—	3,887	5,353	5,629	5,582
紙製容器包装	—	—	—	—	—	—	1,222	2,123	2,263	2,258
その他資源物	67	72	85	96	82	100	147	246	490	569
粗大ごみ	2,137	870	874	964	878	941	1,186	1,289	1,047	1,063
その他	1,630	1,405	28	28	23	22	14	7	6	11
自己搬入	2,432	1,388	2,949	2,346	1,672	1,436	1,413	1,831	1,636	1,435
計	98,305	92,936	96,274	96,473	95,796	95,868	93,297	89,941	72,793	72,769

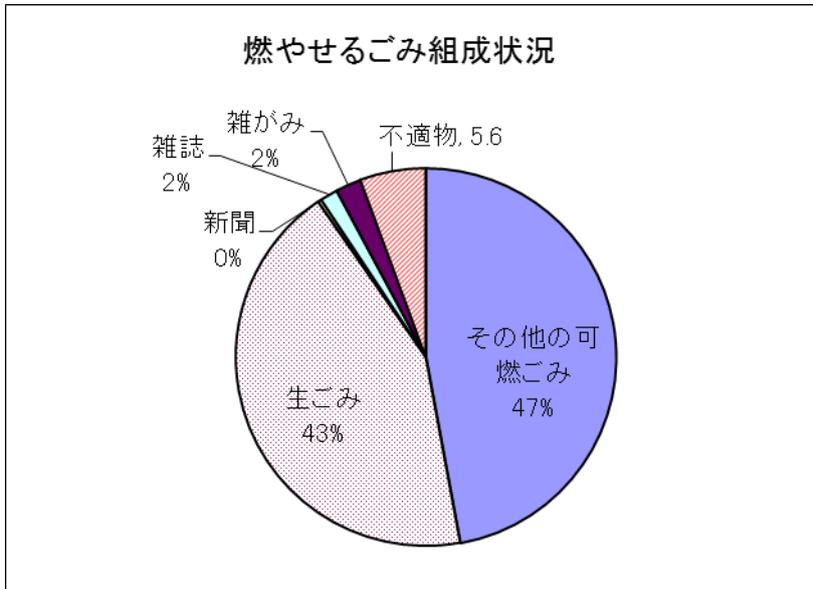
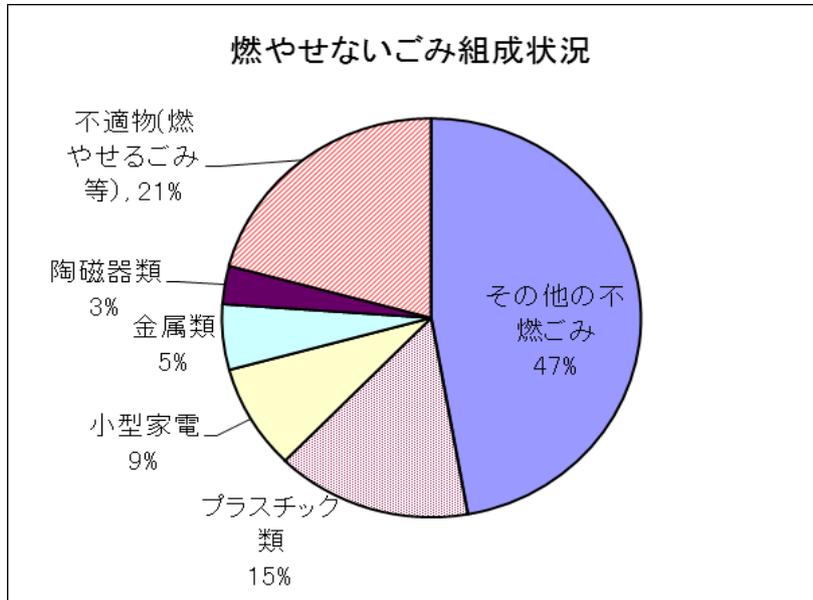
※ 端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

次に、平成21年度に実施した家庭ごみ組成調査による燃やせるごみと燃やせないごみの組成状況を見ると、燃やせないごみでは不適物(燃やせるごみやプラスチック製容器包装)が21%入っており、分別が不十分であることが分かります。

また、燃やせないごみでは、プラスチック製容器包装以外のプラスチック類(以下「プラスチック製品」という。)や小型家電が、燃やせるごみでは生ごみや紙類が排出されています。

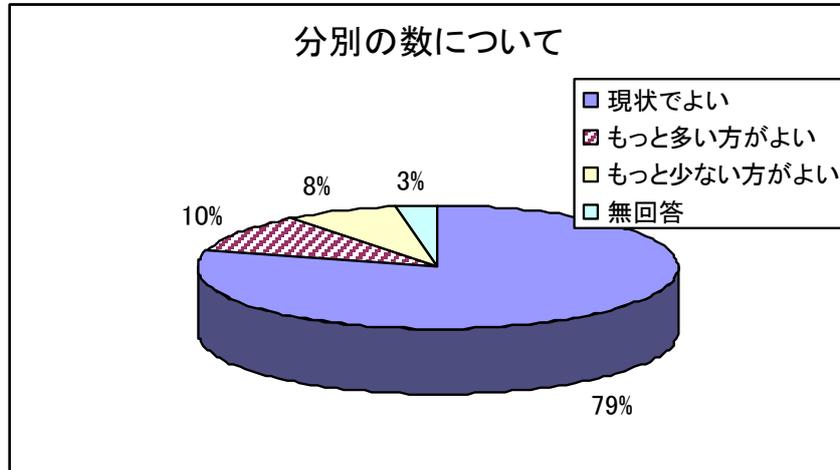
一方、平成21年度に実施した市民意識調査では、分別の数について「現状でよい」と答えた人の割合は約80%でしたが、分別をもっと多くしてほしいと考えている人は10%おり、増やしてほしい品目としては、その他紙類(69%)、プラスチック製品(57%)が多くなっています。

今後は、分別の徹底を図ることはもちろんですが、経費等も考慮したうえで、分別のありかたや分かりにくさへの対策が課題となっています。

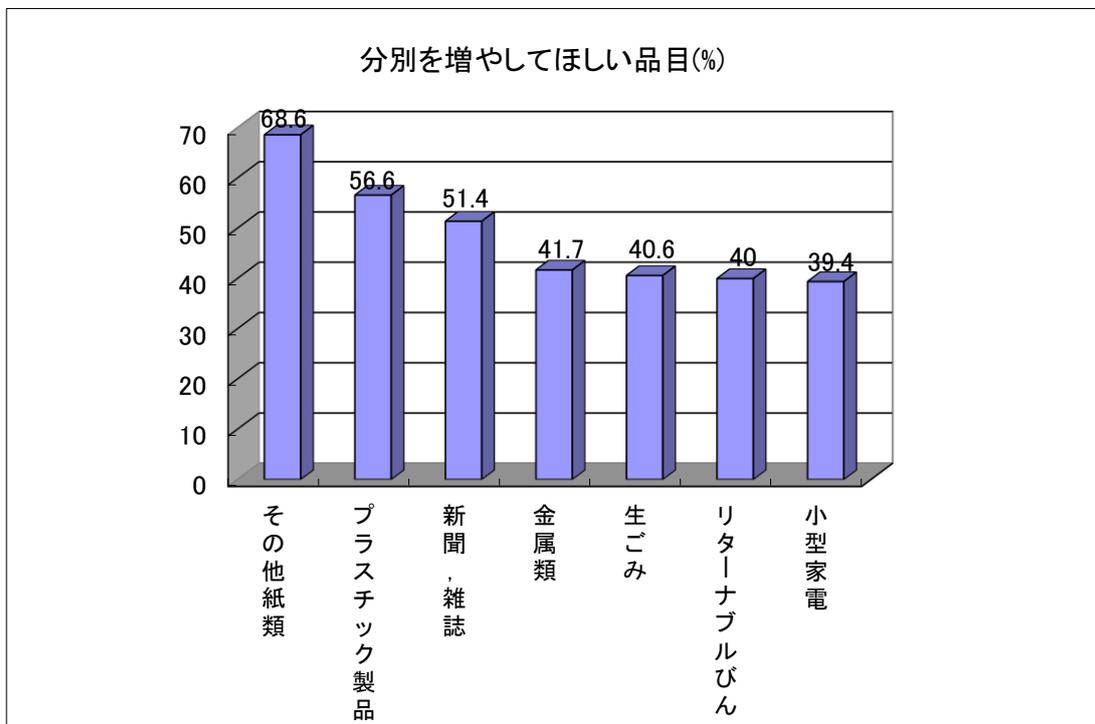


※その他の可燃、不燃ごみとは、他に分類されないそれぞれ適正に排出されているごみのこと

H21 市民意識調査結果



H21 市民意識調査結果



※市民意識調査において、分別がもっと多いほうが良いと回答したうちの具体的な品目(複数回答)

(3) 家庭ごみの収集回数

ごみステーションで収集を行っている家庭ごみの収集回数は、平成22年4月1日現在次の表のとおりとなっています。

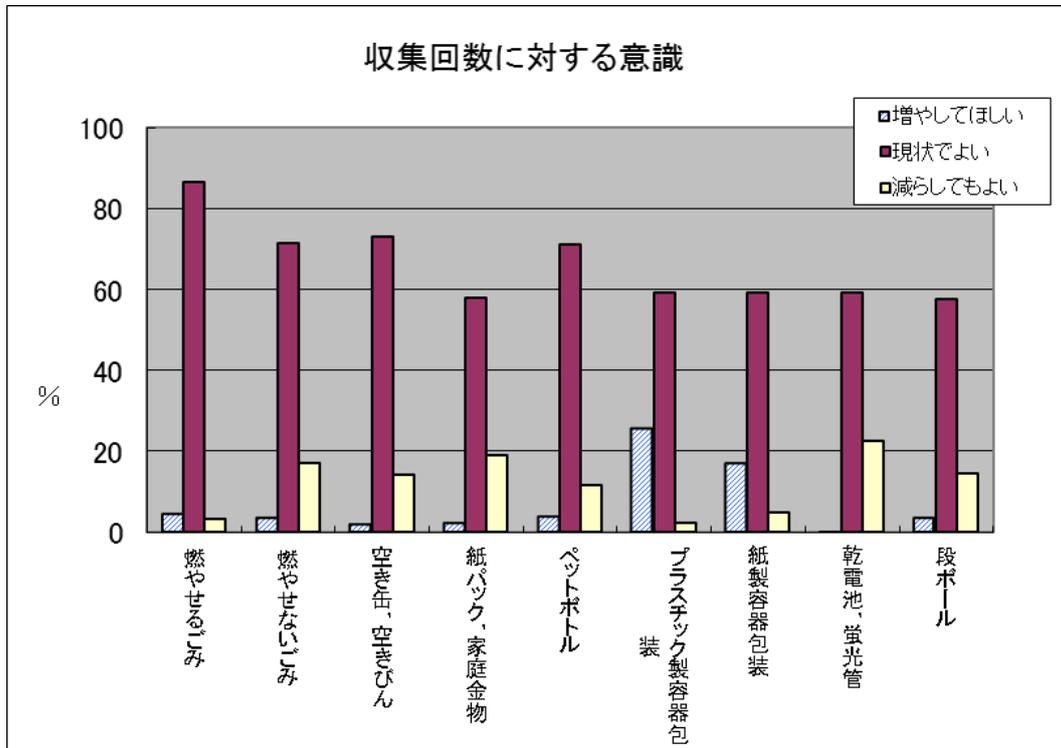
ごみの種類	収集回数
燃やせるごみ	週2回 (郊外は週1回)
燃やせないごみ, 乾電池, 蛍光管	隔週1回
紙製容器包装, 段ボール	
ペットボトル, プラスチック製容器包装, 空き缶, 空きびん, 紙パック, 家庭金物	週1回

平成21年度に実施した市民意識調査では、収集回数に関する項目で9種類の分別全てに対して、「現状のままでよい」という回答が最も多くなっており、その割合も約6割から8割程度までとなっていますが、排出頻度は、ごみの種類によって収集回数とのばらつきがみられます。

なお、平成22年4月からは、燃やせないごみの大幅な減少に合わせて、収集回数を週1回から隔週に、紙製容器包装とダンボールも月2回から隔週へと見直しを行ったところです。

今後とも、効率的で適正な収集回数等について、引き続き検討を進めることが課題となっています。

H21 市民意識調査結果



H21 市民意識調査結果

ごみステーションに排出している頻度

ごみの種類	排出頻度 (%)	
	週	月
燃やせるごみ	週2 (69.1)	週1 (21.7)
燃やせないごみ	週1 (39.4)	月1 (33.4)
空き缶・空きびん	週1 (42.5)	月1 (30.6)
紙パック・家庭金物	月1 (40.7)	週1 (15.2)
ペットボトル	週1 (41.8)	月1 (30.6)
プラスチック製容器包装	週1 (77.2)	月1 (8.2)
紙製容器包装	月2・3 (45.5)	月1 (34.4)
乾電池・蛍光管	年1 (31.8)	年2 (23.9)
段ボール	月1 (27.3)	月2 (19.8)

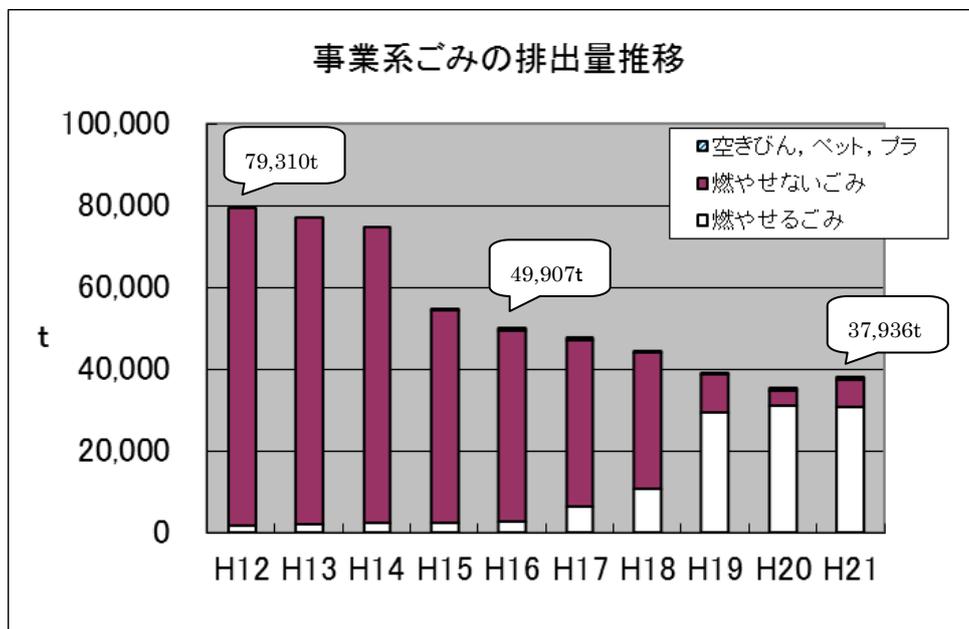
※ ごみの種類ごとに排出頻度の割合が高いもの2つを抽出

(例えば燃やせるごみでは、週2回排出している割合が最も多く69.1%、次いで週1回排出している割合が21.7%)

(4) 事業系ごみ

事業系ごみは平成15年度に分別を開始し、平成16年度から、それまで埋立処分していた燃やせるごみの焼却処理への誘導や多量排出事業者への指導を実施するなど、分別、減量に向けた取組を進めてきました。

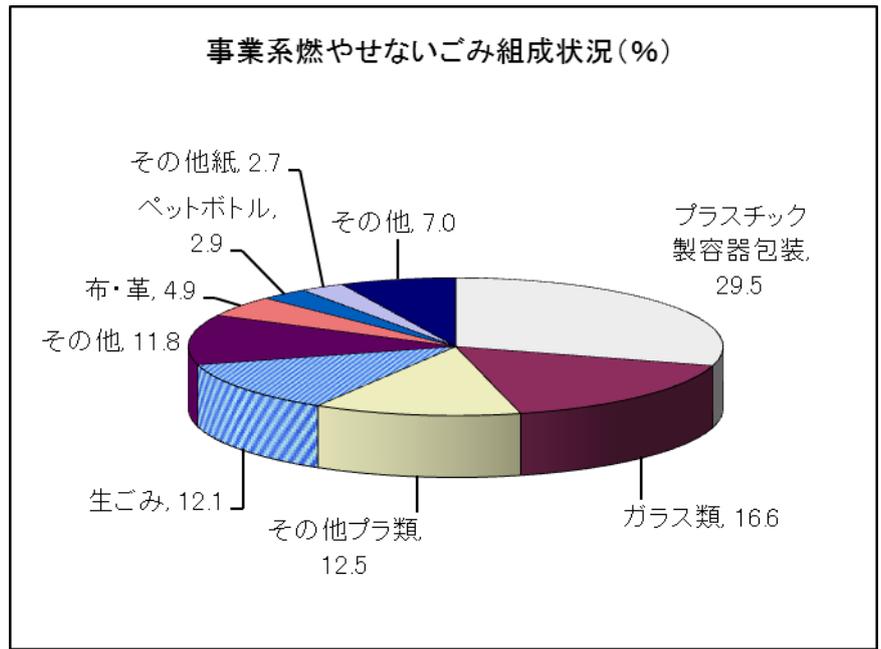
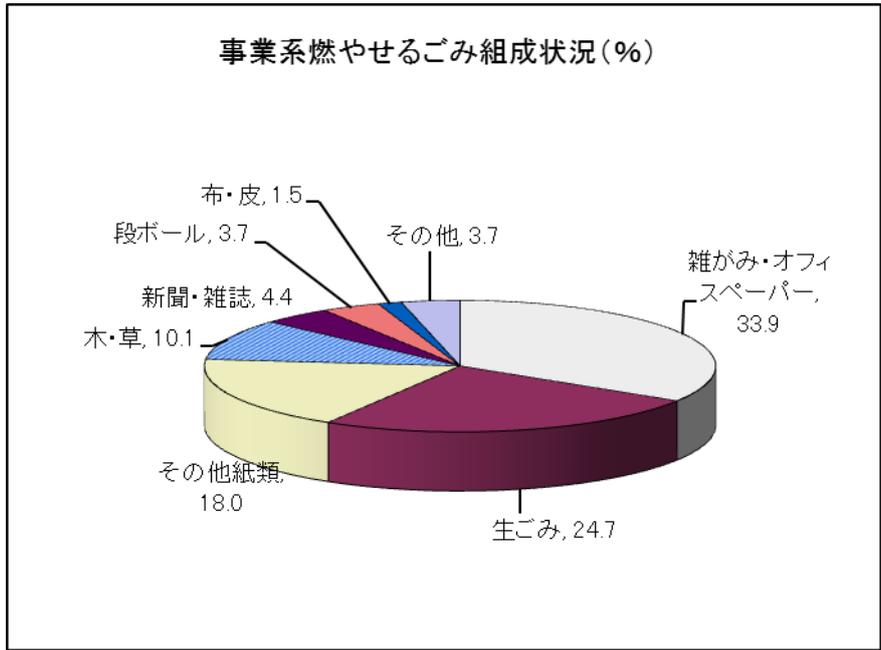
特に平成19年8月に実施した最終処分場への燃やせるごみ等の搬入規制の効果などにより、平成21年度は、約3万8千トンとなり、平成12年度と比較して約52%の削減となっています。



平成22年度に実施した、事業系ごみの組成調査の結果を見ると、燃やせるごみでは、雑がみやオフィスペーパー(資源化可能な紙類)が33.9%、生ごみが24.7%と半分以上を占めています。

また、同じく燃やせないごみでは、プラスチック製容器包装が30%、飲料用びんなどのガラス類が17%、生ごみが12%の順となっています。

今後は、これらの組成状況から、効果的な資源化や減量のあり方を検討することが課題となっています。



H22事業系ごみ組成調査結果

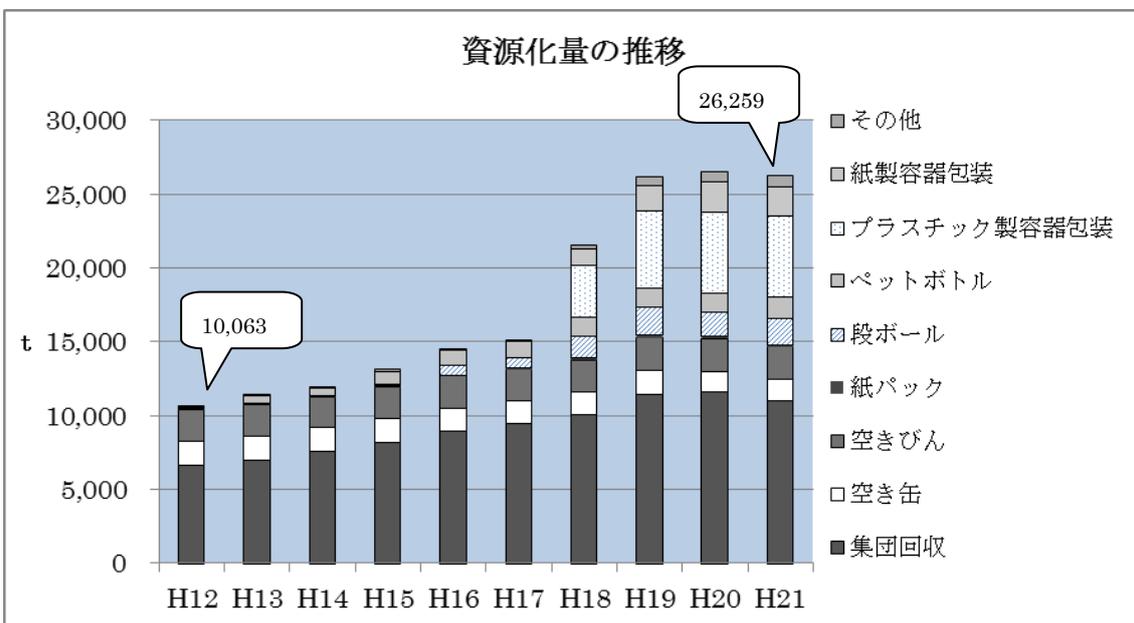
(5) ごみの資源化量

現在、家庭ごみは、16種類のごみを13分別収集しているほか、7種類のモデル回収も実施しており、資源化に取り組んでいます。

また、事業系のごみは、紙類や一部の生ごみなど民間施設で資源化されているものもありますが、ペットボトルやプラスチック製容器包装などは市で資源化処理を行っています。

こうして市が処理したもののうち、不適物や処理残さを除いた量は平成21年度で15,260tとなっており、これに集団回収量の10,999tを加えた26,259tが資源化量になります。

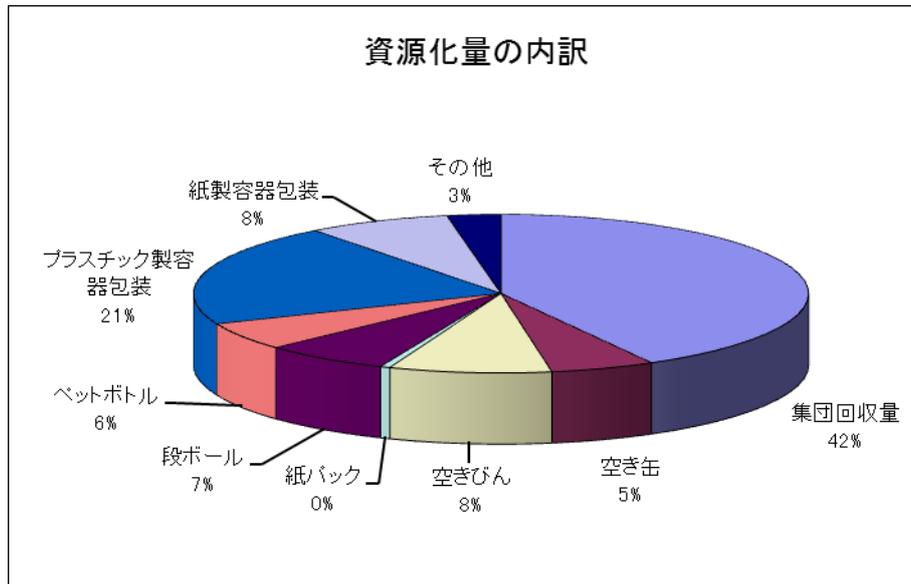
資源化量は、各種分別の実施により増加していますが、燃やせるごみや燃やせないごみ中に資源物が入っていることなどから、より分別の徹底を図ることが必要です。

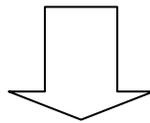
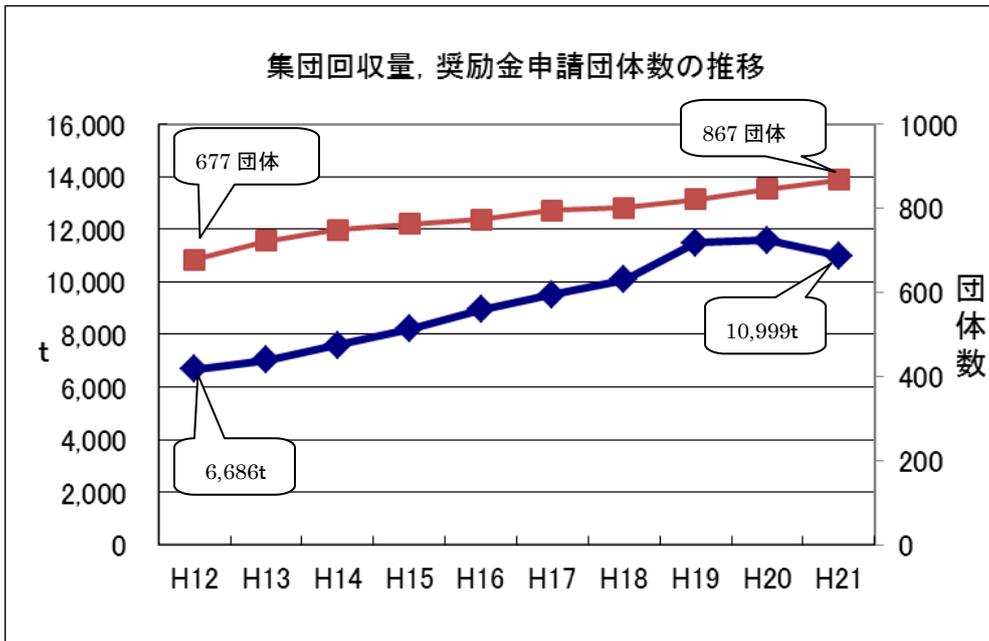


集団回収は、資源化量の42%を占めており、また、各種団体が自主的に実施し、市が直接関与するものでないため、ごみ処理として効率が良いと考えられます。

奨励金の申請団体数は増加傾向にあります。回収量はやや減少しています。

H21年度資源化量





平成21年度 集団回収量内訳

品目	回収量(t)
新聞	8,396
雑誌	1,083
段ボール	1,206
紙パック	78
びん類	139
金属類	82
布類	14
合計	10,999

※ 端数処理の関係で合計の数字が合わない

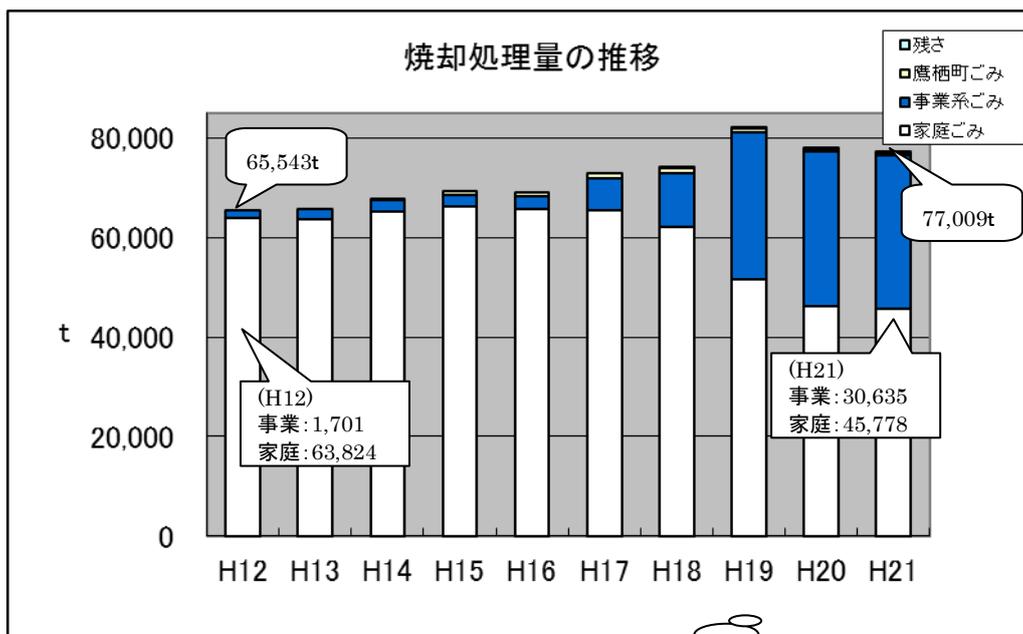
(6) ごみ処理量

ア 焼却処理量

ごみの焼却処理量は、やや増加傾向にあります。

内訳では、家庭ごみが分別の拡大や有料化の実施により平成12年度と比較して28%の減少となっていますが、事業系ごみは18倍と大幅に増加しています。

事業系ごみが増加している要因は、それまでは最終処分場に直接埋め立てていた燃やせるごみを、平成16年度から焼却施設への誘導を図り、また、平成19年度には最終処分場への搬入規制を実施したことによります。



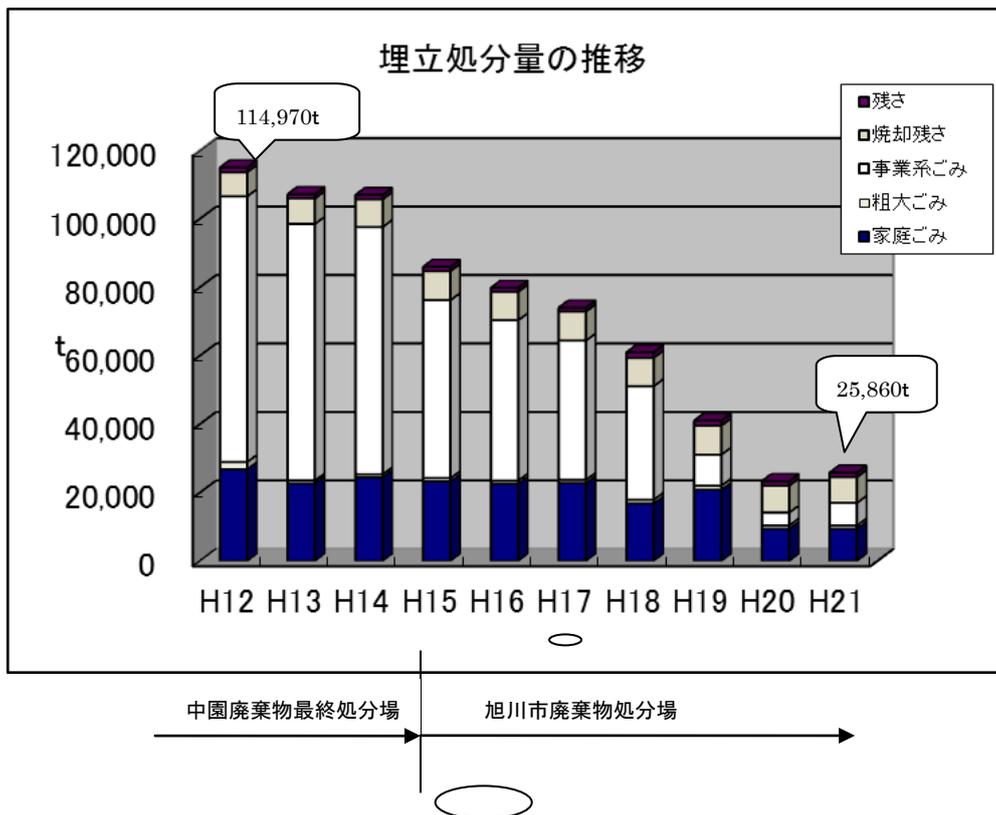
H16.9 ・事業系ごみの焼却処理開始
 H19.8 ・最終処分場への可燃ごみ等の搬入規制
 ・家庭ごみの有料化

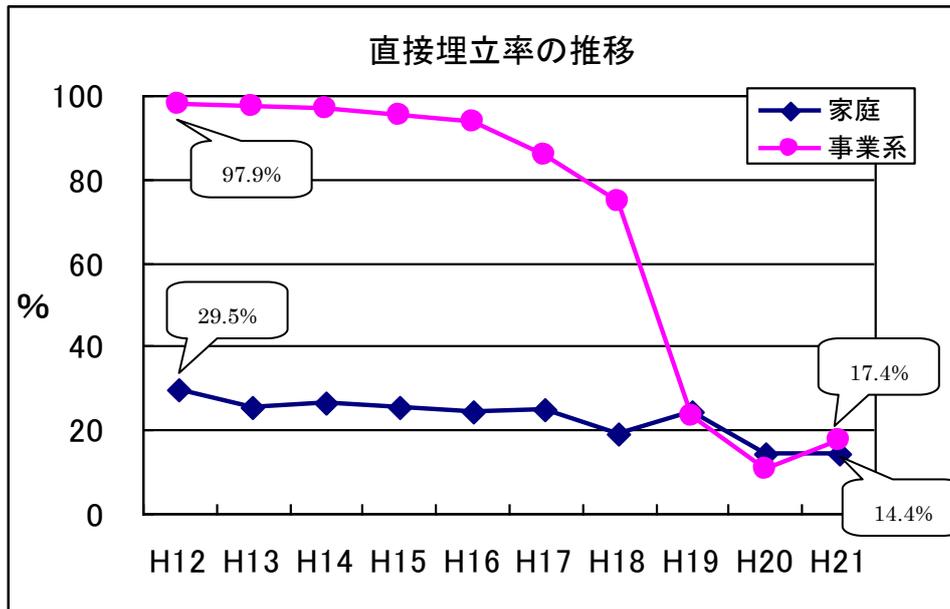
イ 埋立処分量

埋立処分量の推移は、次の図のとおりです。

これまで、埋立量や直接埋立率(埋立ごみのうち、中間処理等を経ずに直接最終処分場に埋め立てられるごみの割合)の減少に向けて、家庭ごみ・事業系ごみとも分別の拡大や周知の徹底、有料化や搬入規制など様々な取組を進めた結果、埋立量全体で平成12年度比約78%減少するなど大きな成果をあげることができました。

また、直接埋立率も、事業系ごみでは100%近くあったものが10%台になるなど、家庭ごみとともに大きく減少しています。



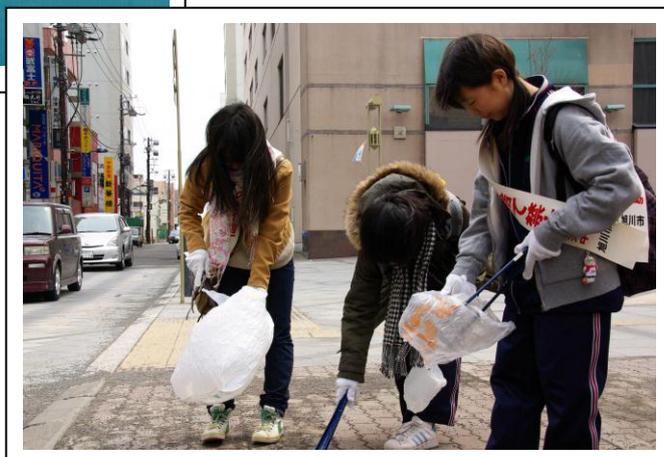
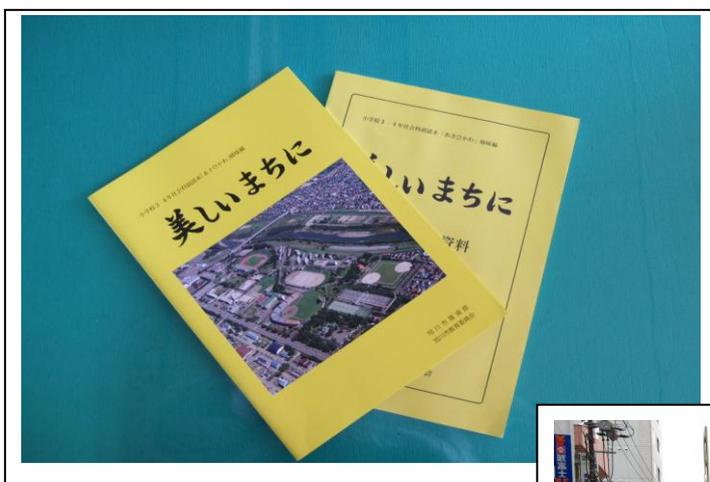


4 普及啓発活動

これまで、分別の徹底や市民が主体となったごみの減量に向けて、家庭ごみ分別の手引きやごみカレンダー、ごみ通信の発行などの啓発資料を配布するほか、環境教育として小学3、4年生を対象にした社会科副読本を作成し、授業に取り入れています。

また、きれいな街づくりに取り組むため、平成9年度にごみのポイ捨て禁止条例を制定し、ポイ捨て禁止の普及啓発とごみ拾いの実践活動を行っているほか、地域などで自主的に清掃活動を行う個人や団体を支援、表彰することにより、美しいまちづくりを推進しています。

今後とも、市民全体のごみや環境に関する意識を高めるためのしくみづくりや分別について子どもや高齢者にとっても、より分かりやすい周知方法を考える必要があります。



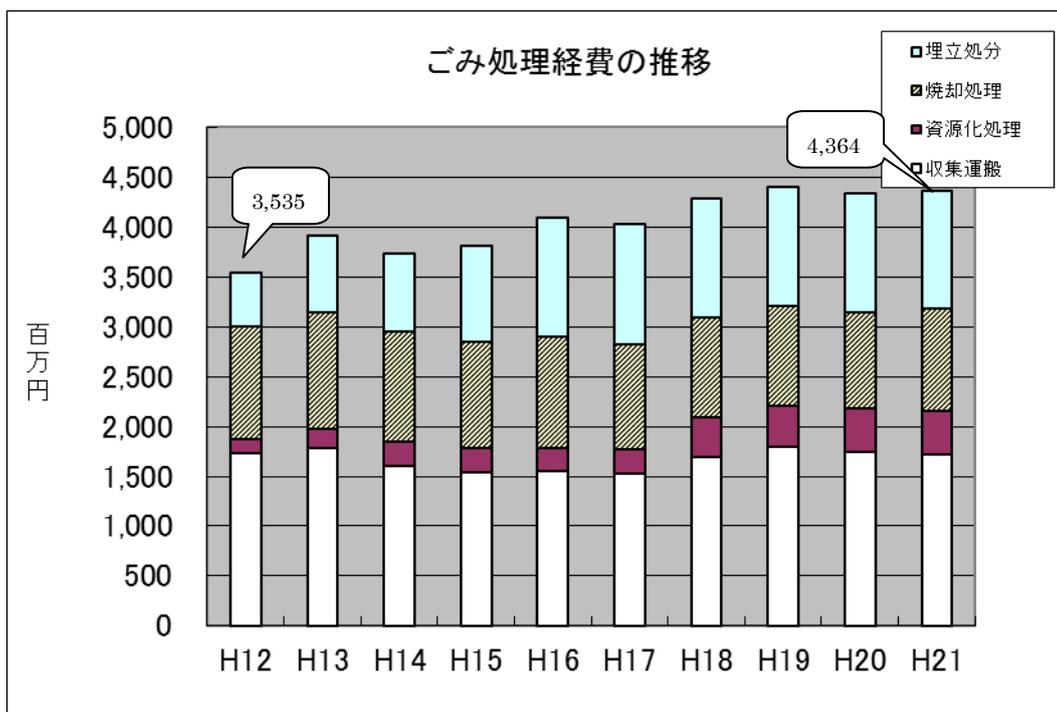
5 ごみ処理経費

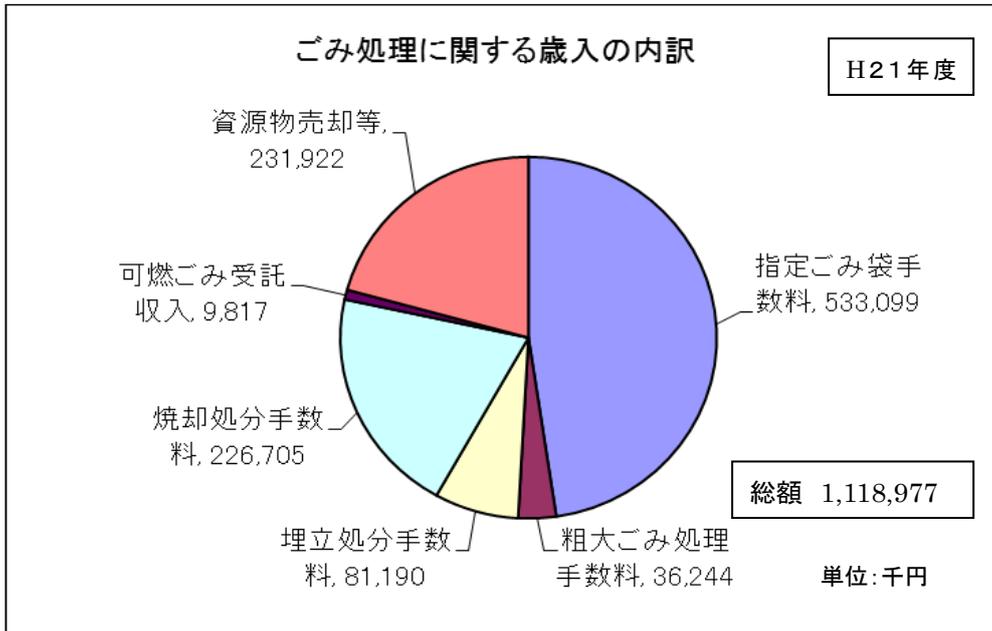
本市のごみ処理にかかる経費は、次のグラフのとおり平成21年度で43億64百万円となっており、市民1人あたりの費用は12,313円／年となっています。

内訳を見ると、多い順に収集運搬経費が17億円、埋立処分が12億円、焼却処理が10億円、資源化処理が4億円となっています。これらの経費には、平成15年度で閉鎖した旧最終処分場の管理経費や施設、計画部門の人件費も含まれています。

一方で歳入は、平成21年度で11億円程度となっています。

これまでは、分別の拡大等に伴い処理経費が増加してきましたが、今後はごみの減量や将来的な施設の立替え、温室効果ガスへの影響も考慮しながら、経費抑制の視点を持った取組を進めることが重要です。





6 ごみ処理に関する温室効果ガス

温室効果ガスの排出抑制や地球温暖化への対策について、昨今社会的な注目を集めており、ごみ処理の分野においても対策を講じる必要があります。

本市の平成21年度のごみ処理における温室効果ガスの排出量は次の表のとおりですが、特に最終処分場から排出する量が非常に多くなっています。

この原因は、最終処分場への有機系の埋立物(生ごみや木類等)は長期間かけて分解し、温室効果ガスを排出し続けるため、過去の埋立による排出量を加算していることによります。

また、中間処理では、焼却施設での自家発電によるCo₂削減量(1,597t-Co₂)を差し引いて算出しています。

今後は、ごみの安全で確実な処理を推進していくとともに、温室効果ガスの抑制の視点も持ちながら処理体制を構築していくことが重要です。

温室効果ガスの算出対象及び排出量(平成21年度)

処理過程	施設等	算出の対象範囲	排出量(t-co2)
収集運搬	ごみの収集運搬	・燃料使用等による排出	3,087
	焼却灰の運搬		
中間処理	近文清掃工場	・焼却処理における排出	8,218
	近文リサイクルプラザ	・処理過程における電気, 燃料使用による排出	▲1,597
	旭川ペットボトル中間処理センター		
	REPLAファクトリー	・場内作業車両の燃料使用等による排出	114
	ACPRファクトリー		
最終処分	最終処分場(芳野地区)	・廃棄物の埋立による排出	5,112
		・処理過程における電気, 燃料使用による排出	1,842
	・場内作業車両の燃料使用等による排出	255	
	最終処分場(中園地区)	・廃棄物の埋立による排出	70,217
合 計			87,248

※ 埋立処分から発生する温室効果ガスについては、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(環境省)」に基づき、紙、繊維については21年間、生ごみについては10年間分解し続けガスを発生することから、さかのぼって量を算定しています(他の分野は平成21年度のみ)。

第3 計画の目標

1 基本方針

現在、ごみの総排出量など、ほとんどの項目で平成27年度の数値目標を上回っていますが、今後、ごみの排出量が増加しないように、常にごみを減量する意識を持ち行動することが必要です。

このためには、市民、事業者と市が目的や情報を共有したうえで取組を進めることが重要です。

また、減量を進めると同時に、ごみ処理に係る経費や温室効果ガスの排出量に配慮したごみ処理体制を構築することが求められています。

こうした考え方にに基づき、次の4点を計画の基本方針とした取組を進めます。

基本方針

(1) ごみの発生・排出抑制の推進

ごみになるものを買わない・売らないなど減量に向けたしくみづくりを推進します。また、新たな資源化の方策を検討します。

(2) 環境への負荷の配慮

ごみ処理に伴う環境への負荷の軽減に配慮した体制づくりを目指します。

(3) 安全で適正なごみ処理体制の推進

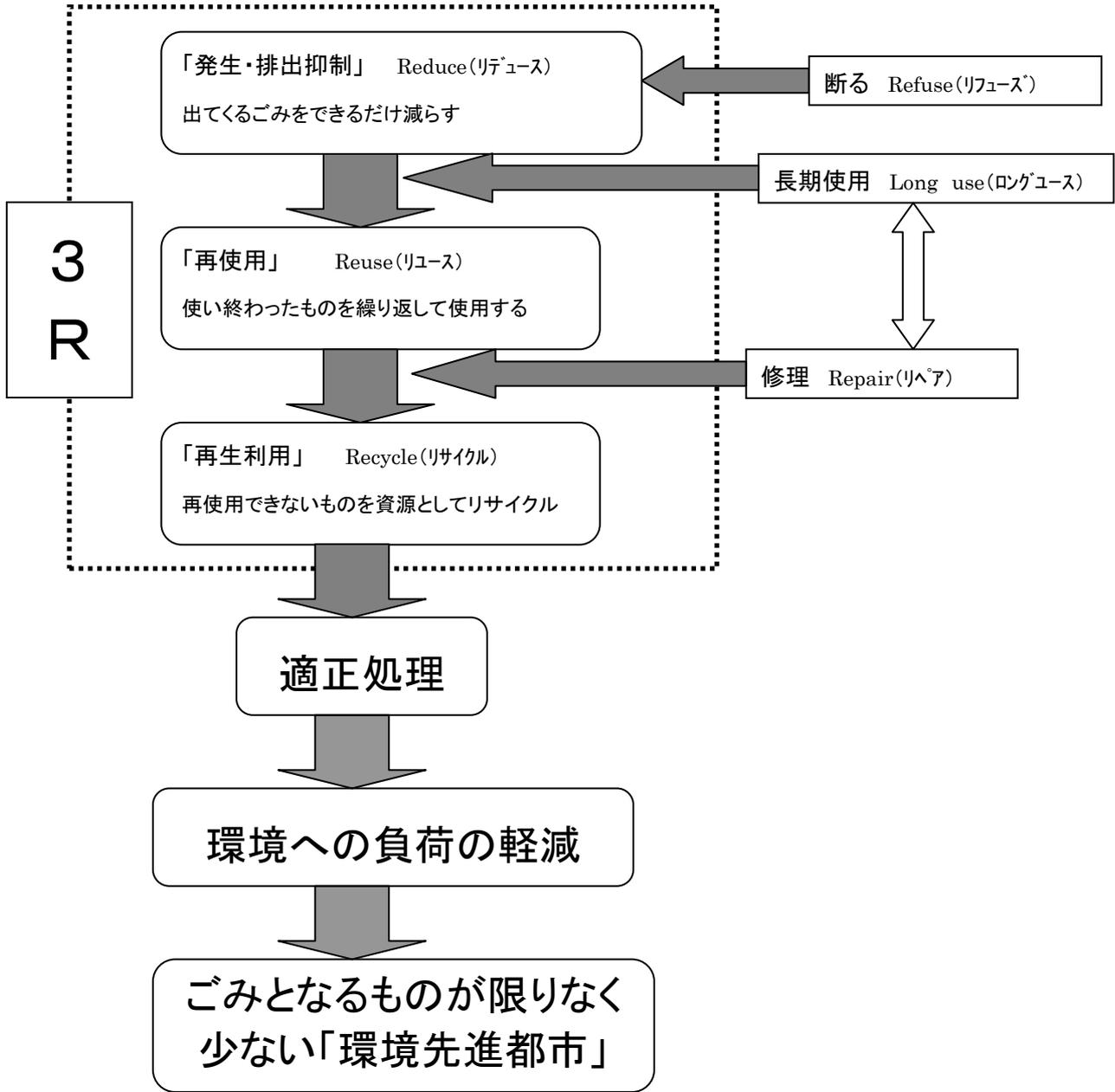
発生したごみについては、地域環境に配慮して安全で確実に処理し、ごみ処理の過程で発生するエネルギーを有効利用します。

(4) 効率的なごみ処理体制の推進

市民・町内会・事業者等との連携を基本に、ごみ排出量の変化に柔軟に対応した経済的で効率的な処理体制づくりを推進します。

これからのごみ処理

— 環境先進都市を目指して —

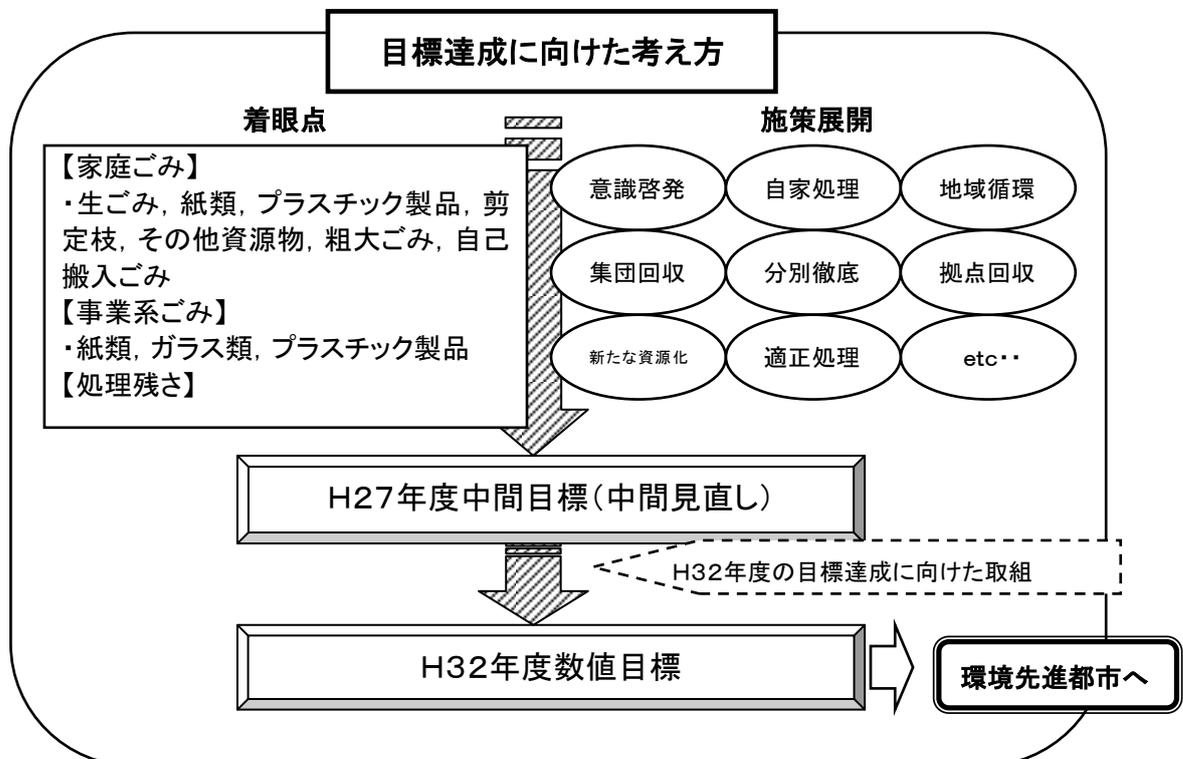


2 数値目標

本市の人口が減少傾向にあることから、現在のごみ減量に関する取組を継続することによって、ごみの排出量はゆるやかに減少することが予想されています。しかし、家庭ごみ有料化による費用負担の慣れなどにより、ごみの排出量が上昇するリバウンドや企業の経済活動の状況によっては、新たな減量化に関する取組を実行しなければ、ごみの排出量が増加に転じるおそれがあります。

そこで、ごみの排出量等の次の4つについて目標値を定め、ごみの排出量が上昇に転じることがないように各施策を実行していきます。

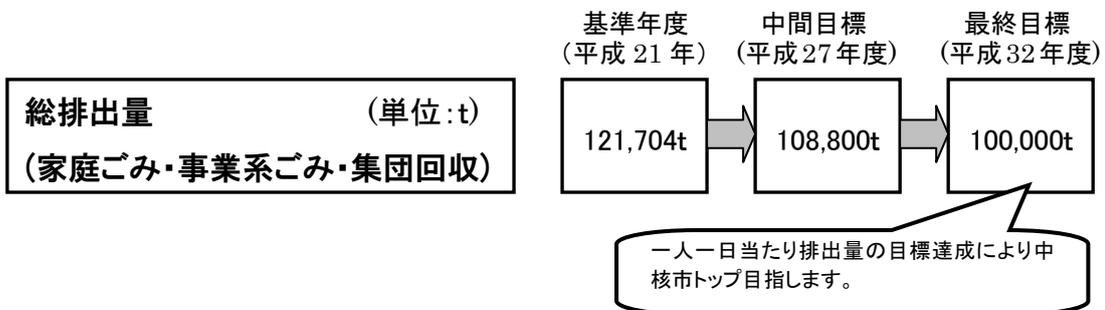
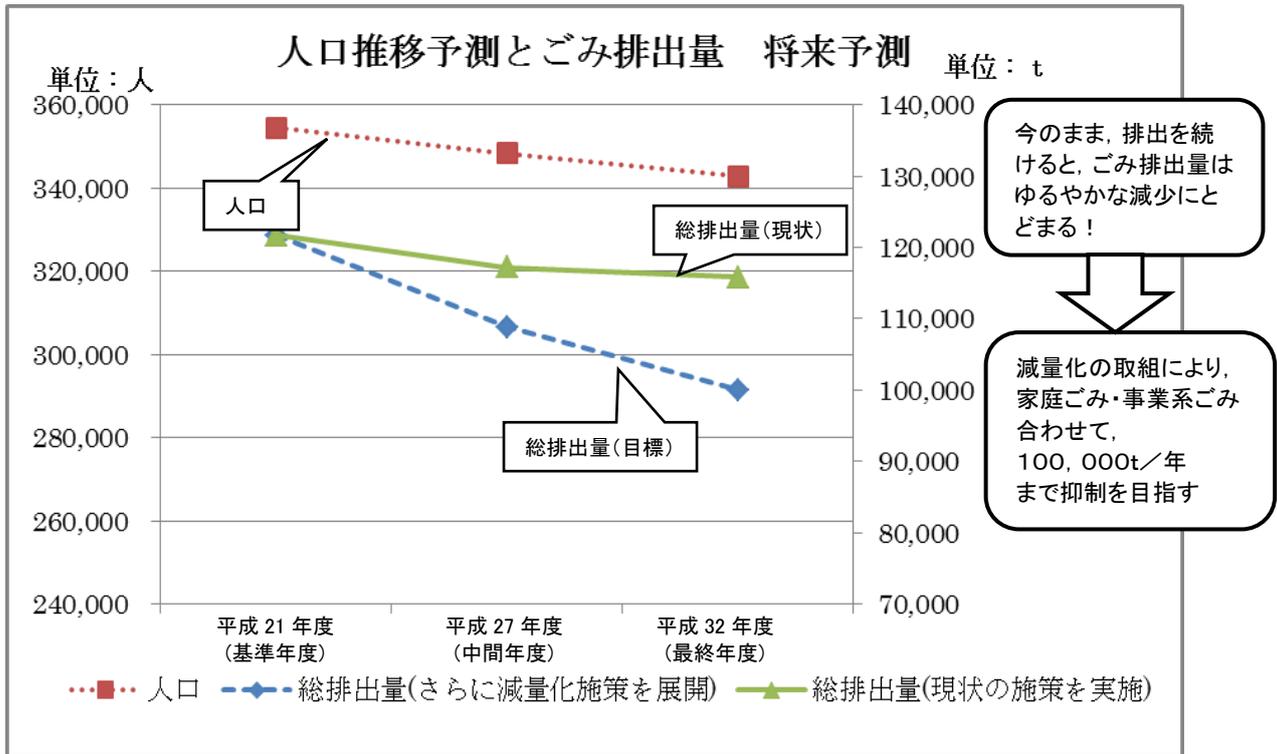
- 1 ごみの排出量に関する目標
- 2 資源化に関する目標(リサイクル率)
- 3 焼却処理量に関する目標
- 4 埋立処分量に関する目標



(1) ごみの排出量に関する目標

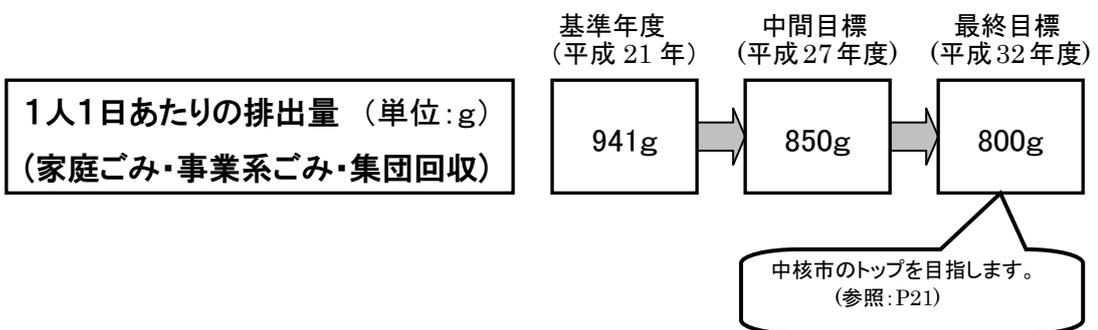
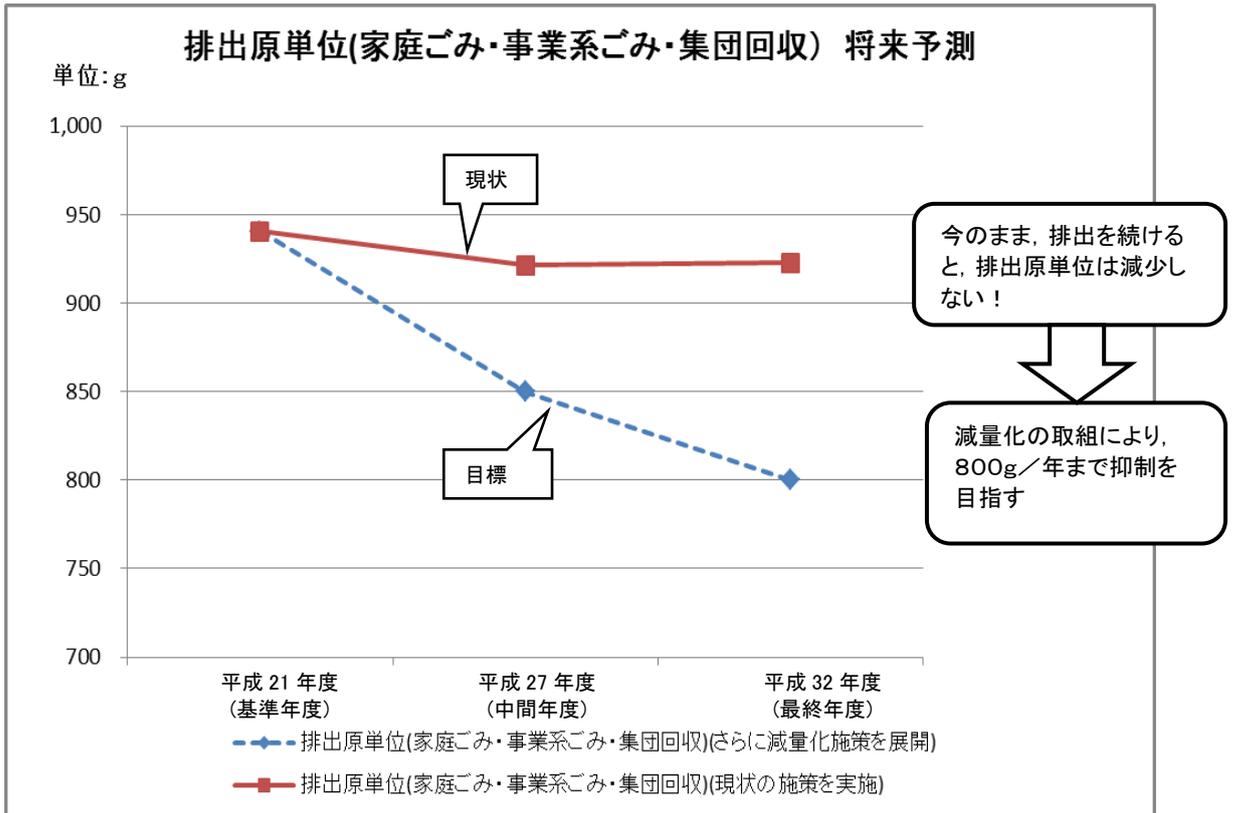
ア 総排出量に関する目標

平成32年度の家庭ごみ・事業系ごみ・資源物を合わせたごみの総排出量を100,000トンにします。



イ 1人1日当たりの排出量(家庭ごみ・事業系ごみ・集団回収)

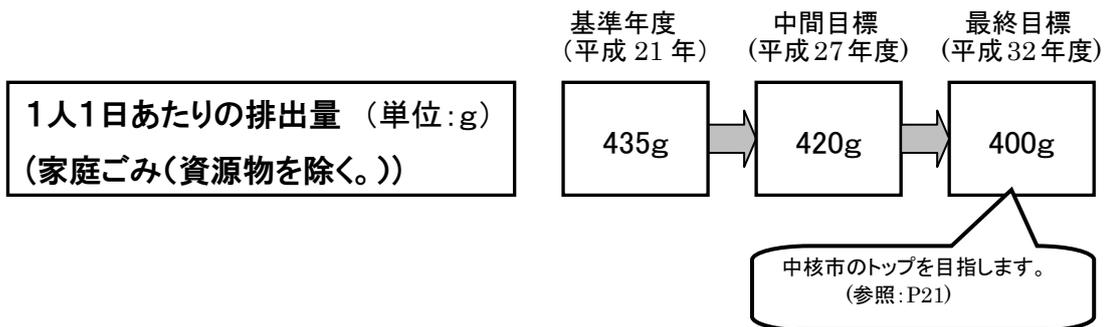
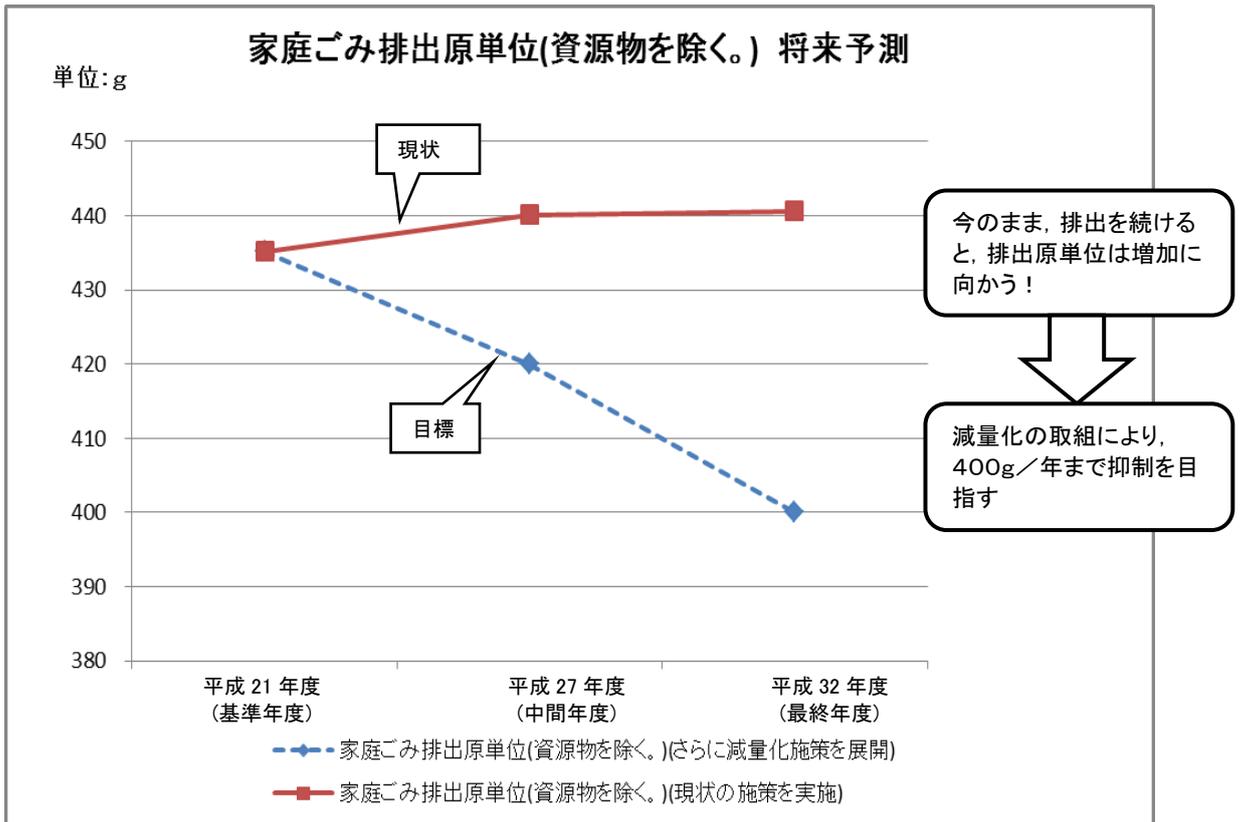
平成32年度の1人1日当たりの排出量(家庭ごみ・事業系ごみ・集団回収)を800gにします。



$$\begin{aligned}
 & \text{1人1日あたり排出量} \\
 & \text{(排出原単位)(g)} = \frac{\text{年間総排出量}}{\text{人口} \times \text{年間暦日数}} \\
 & \text{※家庭ごみ・事業系ごみ・集団回収}
 \end{aligned}$$

ウ 1人1日当たりの排出量(家庭ごみ(資源物を除く。))

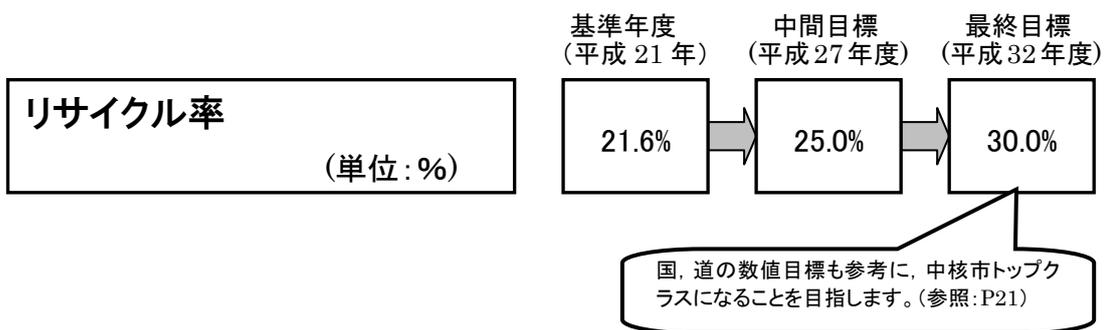
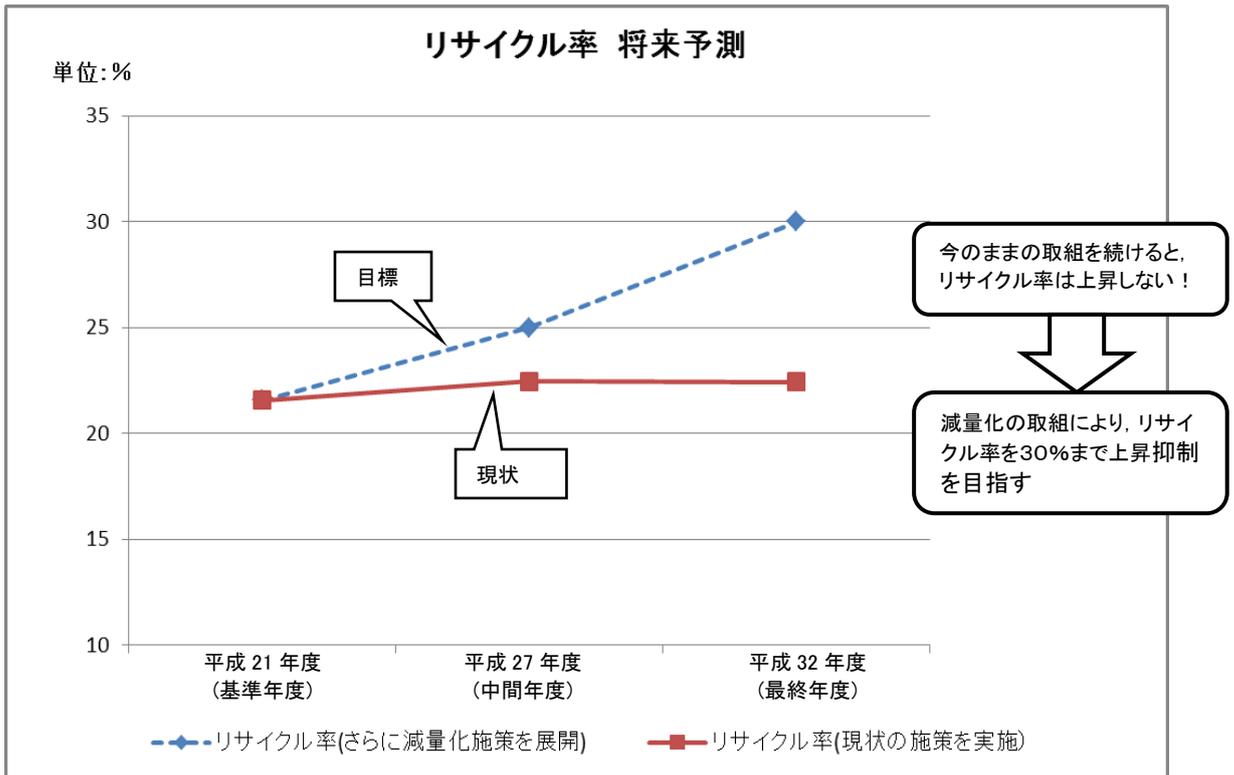
平成32年度の家庭ごみ(資源物を除く。)の市民1人1日あたりの排出量を400gにします。



$$\begin{array}{l}
 \text{1人1日あたり排出量} \\
 \text{(排出原単位)(g)} \\
 \text{※事業系ごみ・資源物除く}
 \end{array}
 = \frac{\text{年間総排出量(資源物除く。)}}{\text{人口} \times \text{年間暦日数}}$$

(2) 資源化に関する目標(リサイクル率)

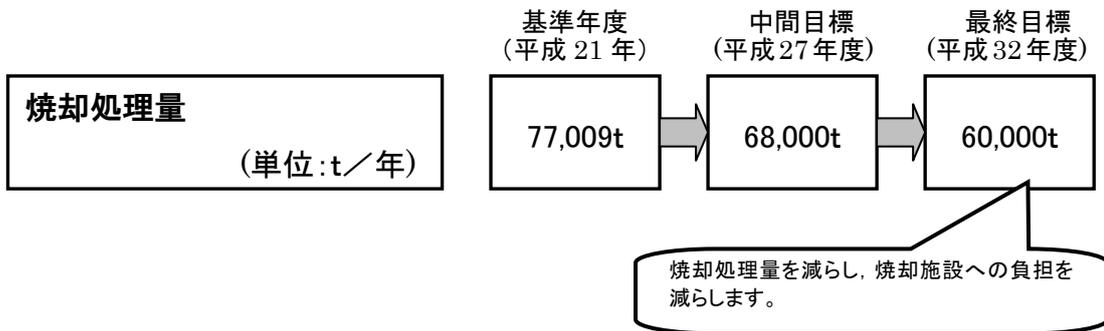
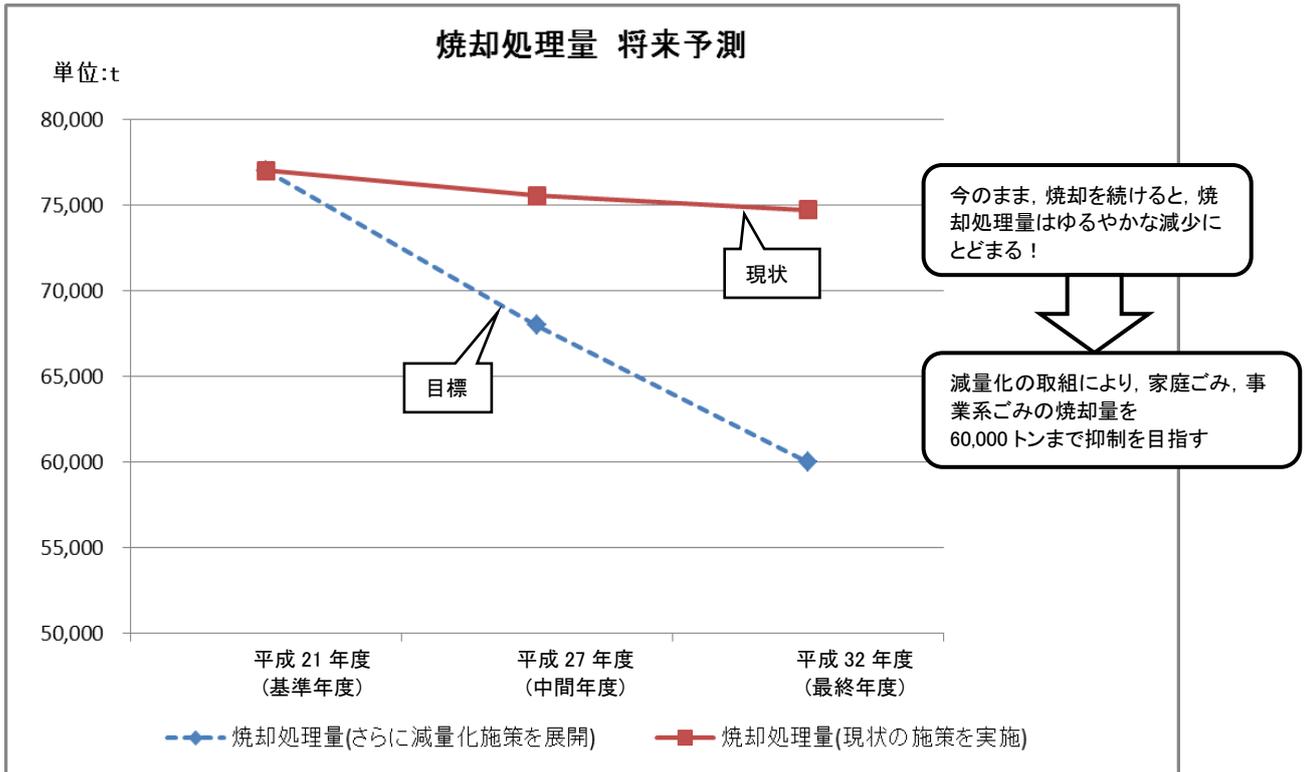
平成32年度のリサイクル率を30%にします。



$$\text{リサイクル率(\%)} = \frac{\text{資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{家庭ごみ排出量} + \text{事業系ごみ排出量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

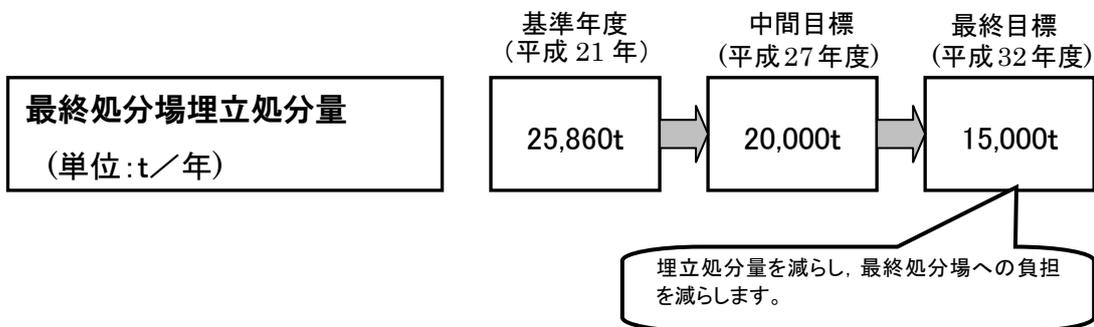
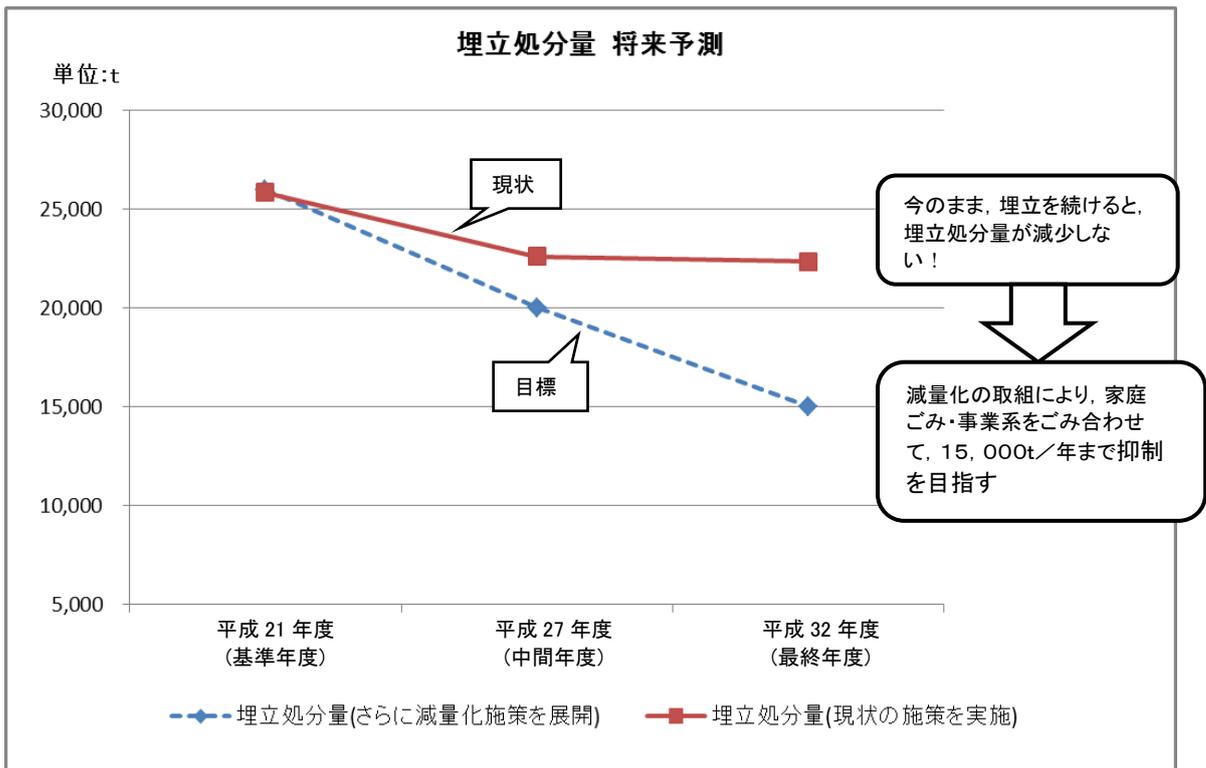
(3) 焼却処理量に関する目標

平成32年度に焼却処理量を60,000トンにします。



(4) 埋立処分量に関する目標

平成32年度に埋立処分量を15,000トンにします。



3 行動目標

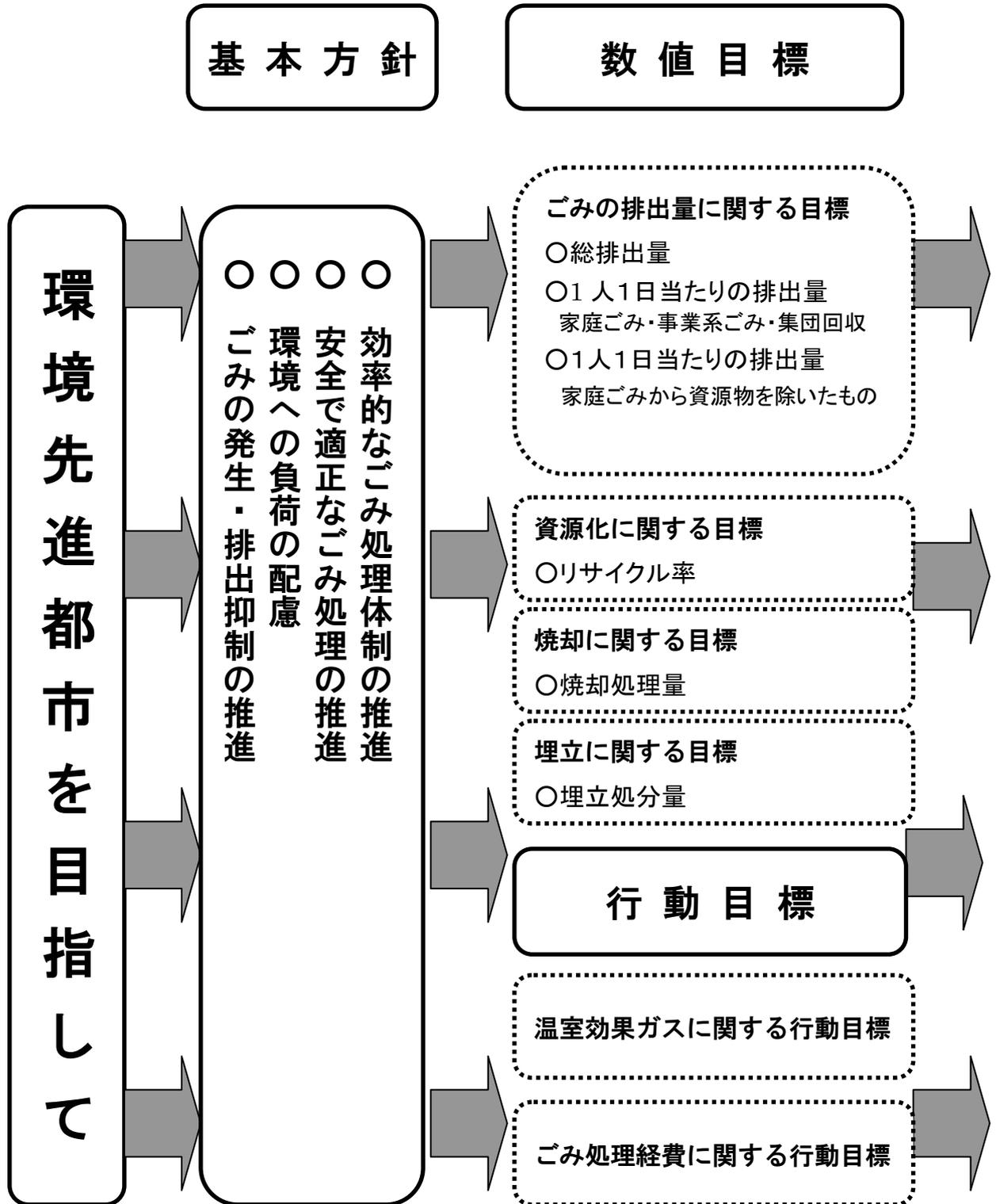
(1) ごみ処理経費に関する行動目標

分別の拡大等の施策は、ごみ処理経費の増加につながりますが、安全面や環境への影響に配慮しつつ、経済性に考慮した処理体制を構築することにより、ごみ処理経費の抑制を図ります。

(2) 温室効果ガスに関する行動目標

ごみの排出から収集運搬、中間処理・資源化、最終処分にいたる処理体制の最適化を進めることにより、ごみの排出量の抑制やごみ処理施設への負担を軽減し、温室効果ガスの発生抑制を図ります。

4 施策の体系



施策の展開

意識啓発・環境教育の推進

基本施策1 ごみ減量に向けた意識啓発

家庭ごみの発生・排出抑制と資源化の推進

基本施策1 家庭ごみの発生抑制の促進
基本施策2 分別の徹底と資源化の促進

事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

基本施策1 事業系ごみの減量・資源化
基本施策2 ごみ発生抑制の自主的な取組の促進
基本施策3 分別・適正排出指導の徹底

安全で適正な収集・処理体制の確立

基本施策1 安全で適正な処理体制
基本施策2 収集運搬体制の充実
基本施策3 中間処理体制の充実と確保
基本施策4 焼却処理体制の充実
基本施策5 最終処分体制の充実
基本施策6 市役所の取組
基本施策7 災害時のごみ処理対策
基本施策8 不法投棄等の対策

環境負荷の低減に配慮したごみ収集・処理体制の推進

基本施策1 収集運搬における環境負荷の低減
基本施策2 ごみ処理における環境負荷の低減
基本施策3 環境基本計画等の関係計画との整合性の確保

第4 目標達成に向けた施策の展開

これまで以上のごみの減量や資源化を進め、数値目標を達成するためには、ごみを排出する市民や事業者が、それぞれの立場で3R(リデュース=発生・排出抑制, リユース=再利用, リサイクル=再生利用)の取組を実践し、さらにその取組の輪が広がっていくことが重要です。

市民・事業者・市の三者がそれぞれの役割を果たしながら、情報や目的意識の共有化など、一体となって取り組めるようなしくみづくりを推進していきます。

1 意識啓発・環境教育の推進

市民や事業者がごみに対する理解と関心を深め、自主的なごみ減量・資源化の取組を促進するため、意識啓発に向けた取組を進めます。

また、子どもから大人まで、幅広い年齢層の市民が、身近なところで環境学習の機会が得られるような取組も進めます。

■基本施策1 ごみ減量に向けた意識啓発

- ごみ減量の普及啓発の推進
- 「もったいない」意識の定着
- ごみ処理に関する情報提供の充実と市民意識の把握
- 環境学習機会の充実
- きれいなまちづくりの推進

1 ごみ減量に向けた意識啓発

(1) ごみ減量の普及啓発の推進

現在、市民1人1日当たりのごみ排出量やリサイクル率は、本市と同規模の都市との比較では上位に位置するまで向上しています。

こうした市民の減量やリサイクルの意識を持続し、更なる向上を図るため、これまでの取組を継続して進めるほか、地域懇談会やごみ減量・環境問題などに関するイベントを開催するなど、幅広い年齢層に対する意識啓発活動を充実していきます。

(2) 注1「もったいない」意識の定着

ごみを出さない意識の定着には、市民が日常生活の中で「もったいない」意識のもと、自らの意思で取組を積み重ねていくことが効果的であることから、その取組の機会を提供していくため、繰り返し使用可能な容器等の普及に向けた取組を進めます。

(3) ごみ処理に関する情報提供の充実と市民意識の把握

市民のごみ減量、リサイクルに対する意識や取組状況の把握に努め、ごみ排出量の推移や処理費用、分別リサイクルのしくみなどの情報について分かりやすく提供し、情報共有の充実を図ることにより、更なる分別の徹底や減量への取組の促進を図ります。

注1 「もったいない」意識

2004年にアフリカ人女性として初めてノーベル平和賞を受賞したケニアの環境活動家、ワンガリ・マータイ環境副大臣が2005年来日した際、「日本語の「もったいない」という言葉に感銘を受けた」と話したことから、英語などでは表現できないこの言葉を世界語として広めようという動きがあり、世界的なキーワードとなっています。

(4) 環境学習機会の充実

環境の大切さを「知識」から「参加・行動規範」に高めるため、小学生に対する副読本の配付をはじめ、幼少期から環境問題を考える機会の提供を進めます。

(5) きれいなまちづくりの推進

本市では、平成9年4月にごみのポイ捨て禁止条例を定め、ポイ捨てのない清潔できれいなまちづくりを市民と進めています。今後も環境美化に対する市民の意識の高まりや、モラル、マナーの向上がより一層図られるように、市民や地域、事業者と一体となって取組を進めます。

2 家庭ごみの発生・排出抑制と資源化の推進

家庭から排出されるごみの量を削減するには、ごみになるものをできるだけ家庭に持ち込まないことや、資源化できるものを、市民が適切に分別し資源化ルートに乗せる取組が重要です。

このため、更なるごみの減量や資源化に向けた取組を進めます。

■基本施策1 家庭ごみの発生抑制の促進

- 商品購入時におけるごみの発生抑制
- 店頭回収の活用拡大
- 生ごみ・草木類の減量・資源化の推進
- リユース・リペアの促進
- ごみの発生抑制への意識を高めるための取組

■基本施策2 分別の徹底と資源化の促進

- 分別徹底の促進
- 拠点回収の充実
- 集団回収の充実
- 回収品目の見直しと資源化の推進
- 地域でのリサイクルの促進
- 危険物の資源化

1 家庭ごみの発生抑制の促進

(1) 商品購入時におけるごみの発生抑制

ア 容器包装の削減に向けた取組の推進

注¹旭川ノー・レジ袋運動推進連絡会から発展的に改組した注²旭川市容器包装削減推進連絡会と連携し、容器包装をできるだけ排除した商品の販売などについて、より実効性を持った施策の検討を進めます。

また、これまでのノー・レジ袋運動に加え、環境への負荷に配慮した買物の推奨に向けた取組を進めます。

イ 使い捨て製品を使用しないために

使い捨て製品は便利で衛生的な反面、すぐにごみになる物が多くあります。

こうした使い捨て製品の使用を見直し、何度も長く使える製品や、詰め替え可能な商品の積極的な使用を促すための取組を進めます。

(2) 店頭回収の活用拡大

食品トレイや注³リターナブルびんについて、店頭回収が多く行われていることから、これらの活用を促進するための情報提供や回収店舗の拡大など、充実に向けた取組を進めます。

注1 旭川ノー・レジ袋運動推進連絡会

ノー・レジ袋運動の推進及び普及啓発等を図るために設置した会で、その趣旨に賛同する市民団体、事業者団体及び旭川市で構成しています。

注2 旭川市容器包装削減推進連絡会

旭川ノー・レジ袋運動推進連絡会から発展的に改組した会で、容器包装削減の推進及び普及啓発等を図るために設置したものです。

注3 リターナブルびん

ビールびんや牛乳びんなど繰り返し使用できるびんのことです。ワンウェイびんは逆に繰り返し使用できないびんです。

(3) 生ごみ・草木類の減量・資源化の推進

ア 地域・家庭における循環づくりの促進

家庭から出る生ごみについては、できる限りごみとして出さずに自家処理による減量を促進するため、堆肥化手法やできた堆肥の活用方法などの情報提供を行うなど、循環型社会形成に参加しやすい環境整備を行います。

また、生ごみのほか刈草、剪定枝などの草木類について、資源化や自家処理を進めるなど、グループ・地域単位での循環のしくみづくりを進めます。

イ 多様な暮らし方に対応した減量化の推進

これまで、生ごみ堆肥化容器・電動生ごみ処理機などの購入支援を進めてきましたが、市民意識調査によると約23%の世帯が生ごみの自家処理を行っており、寄せられた市民の声としては、これらの機材のほかに、水切りの徹底やディスポーザーの設置、自作コンポストの利用など様々な方法で取組が進められています。

今後は、各家庭の状況に応じ、確実に減量効果を発揮する手法を見極め、その減量化に多くの市民が参画できるよう多様な施策の充実を図ります。

(4) リユース(再利用)・リペア(修理・修繕)の促進

ものを大切に使い、安易な買い替えを行わないために、市民にリユースの情報提供を行うとともに、粗大ごみとして出された家具等の^{注2}市民提供などリユースやリペアが身近に感じられるよう取組を進めます。

(5) ごみの発生抑制への意識を高めるための取組

日常生活において、ごみ減量の行動をどれくらい実行しているかを把握するための自己診断ツールや、更なる減量に向けて、実践例の紹介など周知啓発の充実を図ります。

注1 ディスポーザー

台所の下に設置し、水を流しながら生ごみと水を一緒に粉碎し、下水に流す装置のことです。衛生的にごみの排出量が削減できるという利点がありますが、ごみが下水管に流れると管が詰まったり、下水処理施設に負担がかかるおそれがあります。生ごみが下水に流れないように処理してから下水管に流すディスポーザーもありますが、処理施設の設置費用負担が発生します。

注2 市民提供

旭川市近文リサイクルプラザで春と秋の年2回実施しています。

2 分別の徹底と資源化の促進

(1) 分別徹底の推進

ごみステーションへの不適正排出は減少しているものの、依然、適正に分別されていない状況もあることから、分別の徹底と理解の浸透を目指して、分かりやすく説明した冊子等による周知を図ります。

また、地域との連携を密にした排出指導や管理会社との情報交換などによる集合住宅への対応を進めます。

(2) 拠点回収の充実

ア 回収拠点の利便性の向上

市民の利便性の向上や回収量の増加を目指すため、現在の品目の拡大や拠点の増設に向けた取組を進めます。

イ 一時的多量ごみの分別の促進

引越し時など地域の収集日に合わせた排出が困難な市民に対して、分別を促進するための取組を進めます。

(3) 集団回収の充実

町内会等が取り組む集団回収については、市民が自主的に行うものであり、効率性が高く、ごみの資源化に向けても効果的な手法であることから、取扱品目の増加や回収可能なものの周知などを図り、回収しやすく、参加しやすい取組として充実を図ります。

(4) 回収品目の見直しと資源化の推進

現在、試験的に拠点回収している雑がみ・小型家電・金属類については、その回収量や効果を見極めたうえで、より排出しやすい方法などについて検討を進めます。

また、埋立処分しているプラスチック製品や粗大ごみについては、方法や経費、処理ルートなどを含めて調査、研究し資源化を進めます。

その他の資源物についても、社会状況や技術動向などにより資源化や減量に

向けた方法を検討し、売却が可能な資源物については、より好条件での取引が可能となるよう、処理ルートなどについて調査、研究を行います。

(5) 地域でのリサイクルの促進

平成20年度から実施している^{注1}ごみ資源化モデル町内会事業のように地域単位での自主的なリサイクルの取組を促進します。

(6) 危険物の資源化

現在、燃やせないごみとして埋立処分しているスプレー缶等については、収集車両の火災を避けるための排出方法について周知を図るとともに、金属として資源化を図ります。

注1 ごみ資源化モデル町内会事業
ごみの資源化に向け、廃食用油の回収など町内会での取組を支援するとともに、ごみ分別や生ごみの堆肥化などに関するごみ懇談会を実施しています。

3 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

事業活動に伴って発生するごみについては、^{注1}排出事業者自らの責任による減量や資源化はもちろん、^{注2}拡大生産者責任による販売や製造時における環境への配慮が求められます。

このため、事業者の発生抑制に向けた取組を促進させるとともに、資源化ルートへの排出をより徹底するなど、これまで以上の減量、資源化に向けた取組を進めます。

■基本施策1 事業系ごみの減量・資源化

- 減量の取組の強化
- 資源化の取組の促進

■基本施策2 ごみ発生抑制の自主的な取組の促進

- 環境に配慮した取組の促進
- 拡大生産者責任の徹底
- 適正なごみ処理費用の負担

■基本施策3 分別・適正排出指導の徹底

注1 排出者責任の原則

事業者が排出するごみについて、廃棄物処理法第3条では「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とその責務が規定されています。そのため、市が事業者に代わって処理を行う場合は、適正な費用の負担を事業者に求めています。

注2 拡大生産者責任

生産者が、製品のリサイクルや廃棄処理に責任を負うことです。具体的には、リサイクルされるような製品を設計することやリサイクルしやすい材料を使用することなどがあり、さらに製品の廃棄後にリサイクルや引き取りを行うことも含まれます。

1 事業系ごみの減量・資源化

(1) 減量の取組の強化

事業者の減量，資源化への取組を促進するため，情報提供の充実や多量排出事業者の対象の拡大，優良事業者への表彰などを通じて意識啓発を行います。

(2) 資源化の取組の促進

ア 事業系生ごみの自家処理の促進

事業活動によって発生する生ごみについては，一部資源化されているものの，多くが焼却処理されていることから，事業者が自ら行う生ごみの減量，資源化を促進するための手法について調査，研究を進めます。

イ 民間主体による生ごみ資源化施設の誘導等

民間事業者による生ごみの資源化施設の誘導や，他のバイオマス資源との効果的な処理方法に関して，資源化技術の動向や国の制度等の情報収集と提供を行うなどの取組を進めていきます。

ウ 紙類の資源化の促進

平成22年度に実施した事業系ごみ組成調査では，燃やせるごみの中に資源化可能な紙類が多く含まれていたことから，事業者に対する情報提供の充実など条件整理を行い，資源化の徹底に向けた取組を進めます。

2 ごみ発生抑制の自主的な取組の促進

(1) 環境に配慮した取組の促進

簡易包装や店頭回収など，事業者のごみを出さない商品やサービスの提供を広げるため，このような取組を行う店舗等を認定し，市民にPRするなどの取組を行います。

(2) 拡大生産者責任の徹底

ごみの発生を抑えるためには、製造・販売段階で、ごみとなるものをつくらない、売らないなどの取組や、生産者が一定の製品について、ごみとなった後も自らが回収し、資源化することが望まれます。

こうしたことを踏まえて、ごみの減量・資源化が可能な製品への切替えや、ごみとならないような製品の開発など、生産・流通・販売段階におけるごみ発生抑制に有効な方策について、国や関係機関への働きかけを行っていきます。

(3) 適正なごみ処理費用の負担

焼却や埋立における処理手数料については、実際の処理にかかるコストなども参考にしながら見直しを検討します。

容器包装の再商品化に伴う市町村の費用負担のあり方については、国に対して関係法や制度の見直しを求めています。

3 分別・適正排出指導の徹底

事業者の分別状況については、実態調査や排出状況を把握し、適正な分別排出を指導します。

また、プラスチック類やガラスびんについては、産業廃棄物としての適正な分別と処理について検討を進めます。

4 安全で適正な収集・処理体制の確立

地域の生活環境の保全を図り、ごみを安全かつ確実に処理するために、ごみの収集運搬から最終処分にいたるまで、安定的な処理体制を確立していきます。

また、現状のごみ処理施設については、設備の老朽化や更新時期を迎えるものがあることから、適切なごみ処理を継続するための方策を検討します。

■基本施策1 安全で適正な処理体制

- 困難性を伴うごみの処理
- 広域処理体制の推進

■基本施策2 収集運搬体制の充実

- 家庭ごみの収集運搬体制
- 事業系ごみの収集運搬体制
- ごみステーションの適正管理

■基本施策3 中間処理体制の充実と確保

- 家庭ごみ及び事業系ごみの中間処理
- 中間処理施設の適正な維持管理の推進
- 民間活力を活用した処理体制
- 民間主体による中間処理体制の確保

■基本施策4 焼却処理体制の充実

- 適正な焼却処理の推進
- 焼却施設の整備

■基本施策5 最終処分体制の充実

- 計画的な埋立処分の推進
- 安全で適正な維持管理の推進
- 次期最終処分場の検討

■基本施策6 市役所の取組

- 市役所ごみの発生抑制
- ごみ処理組織のあり方の検討

■基本施策7 災害時のごみ処理対策

■基本施策8 不法投棄等への対策

- 監視体制の強化
- 普及啓発の充実

1 安全で適正な処理体制

(1) 困難性を伴うごみの処理

ア 医療系ごみの適正処理の推進

在宅医療廃棄物については、今後も製造業者や医師会などの関係団体との連携を図りながら、製造業者や関係機関等における自主回収をはじめ、排出から処理にいたるまで、適正な処理体制の確立を推進します。

イ 処理困難物の適正処理の推進

危険性や有害性のあるごみについては、性質や状態、種類に応じ、適正処理困難物や^{注1}排出禁止物として位置付け、資源化も含めた適正な処理ルート^{注1}の確保を図るため、生産者責任も踏まえながら、国や関係業界等と連携した取組を進めます。

(2) 広域処理体制の推進

平成11年度に本市及び周辺8町により策定された「上川中部地域ごみ処理広域化基本計画」に基づき、広域処理に関する情報交換を行いながら、効率的・効果的な処理について調査・研究を進めます。

また、広域処理を行うにあたっては、関係機関等との協議を十分に図り、適切に対応していきます。

注1 排出禁止物

「旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第9条に規定しており血液の付着したガーゼなどの感染性のあるものやバッテリー、農薬、劇薬など有害性のある物などを排出禁止物として定めています。

2 収集運搬体制の充実

(1) 家庭ごみの収集運搬体制

計画区域内における家庭ごみの収集運搬は、ごみの排出量の変化等に応じた収集回数や収集台数としていくとともに、より効率的な収集体制を目指して、官民の役割分担や契約方法の見直しなどを適宜行います。

また、現在実施している^{注1}ふれあい収集に加え、自分で分別や排出ができない市民や、しくみの変化に影響を受ける市民などへの対応のため、ごみに関する相談機能の充実を図ります。

(2) 事業系ごみの収集運搬体制

計画区域内における事業系ごみの収集運搬は、排出者が自ら行う以外は、収集運搬業の許可や再生利用業の指定を受けている者が行うこととします。

今後、事業系ごみの排出量の変化に応じて見直しを検討するとともに、関係団体とも連携しながら、充実した体制の構築に取り組めます。

(3) ごみステーションの適正管理

ごみステーションは、各町内会等が設置し管理することとしていますが、ルール違反对策等については、今後とも、地域と連携を図りながら、排出ルールの徹底や排出マナー向上に向けた取組を強化していきます。

注1 ふれあい収集

自力でごみを排出することが困難で、他の方の協力を得ることができない市民に対してごみの個別収集を実施し、あわせて独り暮らしの高齢者などの安否確認も行っています。

3 中間処理体制の充実と確保

(1) 家庭ごみ及び事業系ごみの中間処理

分別区分に応じて排出された家庭ごみは、処理するごみの種類や量、処理方法に応じた施設において、適切に中間処理を行います。

事業系ごみについても、排出者責任の原則を踏まえながら、処理施設の規模や施設の維持管理の経費等を踏まえ処理を進めます。

(2) 中間処理施設の適正な維持管理の推進

中間処理施設の運転管理にあたっては、周辺的生活環境に影響を与えないように指導・監視体制の強化を図りながら、それぞれの中間処理施設の特性に応じた適正な維持管理体制が推進されるよう取組みます。

また、各施設から排出される残さは、埋立処分されているものが多いため、この削減や資源化に向けた調査、研究を行います。

(3) 民間活力を活用した処理体制

現在、資源化のための中間処理業務は、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、ペットボトルについて、民間事業者への委託により行っていますが、直営で運営している近文リサイクルプラザについては、今後の処理体制について総合的な検討を進めます。

(4) 民間主体による中間処理体制の確保

民間事業者による事業系ごみの中間処理を目的とした新たな一般廃棄物処理施設の設置や処分業の許可については、事業系ごみの自主的なリサイクルルートによる取組を促進するために、必要に応じて検討することとし、関係法令とも整合した民間主体によるごみ減量・リサイクルを効果的に進める体制の確保に努めます。

4 焼却処理体制の充実

(1) 適正な焼却処理の推進

家庭及び事業系の燃やせるごみの焼却処理については、適正な処理を確保する観点から、市が近文清掃工場で焼却可能なごみについて受入基準に沿って行います。

焼却処理を行うにあたっては、今後も燃焼管理の徹底や厳しい監視体制のもと適正な維持管理に努めるとともに、ダイオキシン類など排ガス濃度等に関する法令や自主規制値に基づいた定期的な測定を行い、測定した結果については、速やかに公表します。

また、現在、埋立処分している焼却灰については、資源化に向けて、処理技術の動向や、他都市の状況などについて調査・研究を進めます。

(2) 焼却施設の整備

近文清掃工場は、平成8年の稼働開始から15年が経過し、各種設備の老朽化が進んでいますが、現在の稼働状態は安定し良好な状態に保たれています。

新たな施設の建替えには多額の費用が必要となることや、焼却施設の一般的な耐久年数は25～35年であることから、今後も適切な設備更新を行うことで現状施設の稼働を継続させていきます。

したがって、本計画期間中の早い段階において機能診断を実施するなど長寿命化に係る具体的な検討や方針決定を行います。

5 最終処分体制の充実

(1) 計画的な埋立処分の推進

最終処分場は、平成15年7月から使用を開始し、これまでごみの減量や分別の徹底を進めてきたことにより、埋立処分量は大きく減少しています。今後も、分別を徹底するために必要な施策を講じるとともに、埋立する品目の見直しを進めるなど、さらなる埋立処分量や温室効果ガスの削減に向けた取組を進めます。

(2) 安全で適正な維持管理の推進

最終処分場から排出される放流水の水質基準については、法令で定めるよりも厳しい自主規制値により水管理を行うとともに、検査結果等については速やかに公表します。また、旧中園廃棄物最終処分場については、廃止に向けて今後も適正な維持管理を行っていきます。

(3) 次期最終処分場の検討

現在の最終処分場の埋立期間は、地域との協定により平成30年3月までとなっていることから、次期最終処分場は、全市域を対象とした建設候補地の選定や事業化に向けた検討作業を計画的に進めます。

なお、建設候補地の選定にあたっては、市民の方々に参加をいただくとともに、積極的な情報公開に努めます。

6 市役所の取組

(1) 市役所ごみの発生抑制

市役所から排出されるごみは年間で1,200tと、市内でも有数の多量排出事業者となっていることから、目標の設定など更なるごみの減量や資源化に向けて取組を進めます。

(2) ごみ処理組織のあり方の検討

ごみ処理に関する組織については、より市民に分かりやすく、効率的なものとなるよう統廃合を含めた検討を進めます。

また、これまで収集業務を主に担ってきたクリーンセンターについては、地域との対話や相談機能の強化を図り、市民に身近な施設として、きめ細かな減量・資源化施策を市民と一体となって進めていきます。

7 災害時のごみ処理対策

台風や地震など自然災害の発生時のごみ処理を円滑に行うため、大量の廃棄物の発生に備えた事前の体制整備を進めます。このためには周辺自治体や関係業界等などとの連携を強化し、総合的な処理体制の整備を進めます。

8 不法投棄等への対策

(1) 監視体制の強化

不法投棄や野外焼却などの不適正処理の未然防止・早期対応するために、関係機関や団体等との連携を図りながら、様々な手法により監視体制の強化に努めるとともに、違反者には厳正に対応します。

また、発生した不法投棄の事案に対しては、不法処理対応マニュアルを活用し、地域や関係機関との連携を図りながら迅速かつ的確に対応します。

(2) 普及啓発の充実

市民や事業者の適正処理に関する意識の向上を図るため、広報やパンフレット等で協力を呼びかけるなど普及啓発の充実を図り、不法投棄の防止に努めます。

5 環境負荷の低減に配慮したごみ収集・処理体制の推進

環境に配慮した循環型社会の実現のため、ものがごみとして排出されることを抑制し、資源として有効に活用することや、収集運搬や最終処分などごみ処理の過程で発生する二酸化炭素(CO₂)やメタンガス(CH₄)などの温室効果ガスにも配慮することが重要です。

また、ごみの中には庭木等の剪定による木くずや落葉、生ごみなどバイオマス資源が含まれており、これらを有効利用することにより、温室効果ガスを削減することができます。

今後はごみを適正に処理するだけでなく、収集から焼却・資源化・埋立の過程において、出来る限り環境への負荷を低減することへの配慮が必要です。

■基本施策1 収集運搬における環境負荷の低減

■基本施策2 ごみ処理における環境負荷の低減

■基本施策3 環境基本計画等の関係計画との整合性の確保

1 収集運搬における環境負荷の低減

ごみ収集時の環境負荷を低減するため、効率的な収集体制について検討を進めるほか、バイオ燃料の活用などについても検討を進めます。

2 ごみ処理における環境負荷の低減

ごみ処理の各過程において、排出される温室効果ガスのうち、中間処理と埋立処分による排出量を合わせると、約96%を占めることから、可能な限り減量、資源化を図り、焼却量や埋立量の削減に取り組めます。特に埋立地から発生するメタンガス(CH₄)は、二酸化炭素と比べて温室効果が大きいことから、発生を抑制するために有機性廃棄物の資源化を図ります。

また、焼却施設については、今後の長寿命化の検討の中で、より効率の良いエネルギー回収やごみ発電システムなど、温室効果ガス削減に資する施設の整備の検討を進めます。

3 環境基本計画等の関係計画との整合性の確保

本計画のごみの減量、リサイクル及びごみ処理に関する施策については、平成21年度に改訂した環境基本計画における事業者の環境配慮指数や、平成18年度から運用を開始している^{注1}旭川市地球温暖化対策率先実行計画(エッコらしよ)第2版などとの整合性を図りながら、展開していきます。

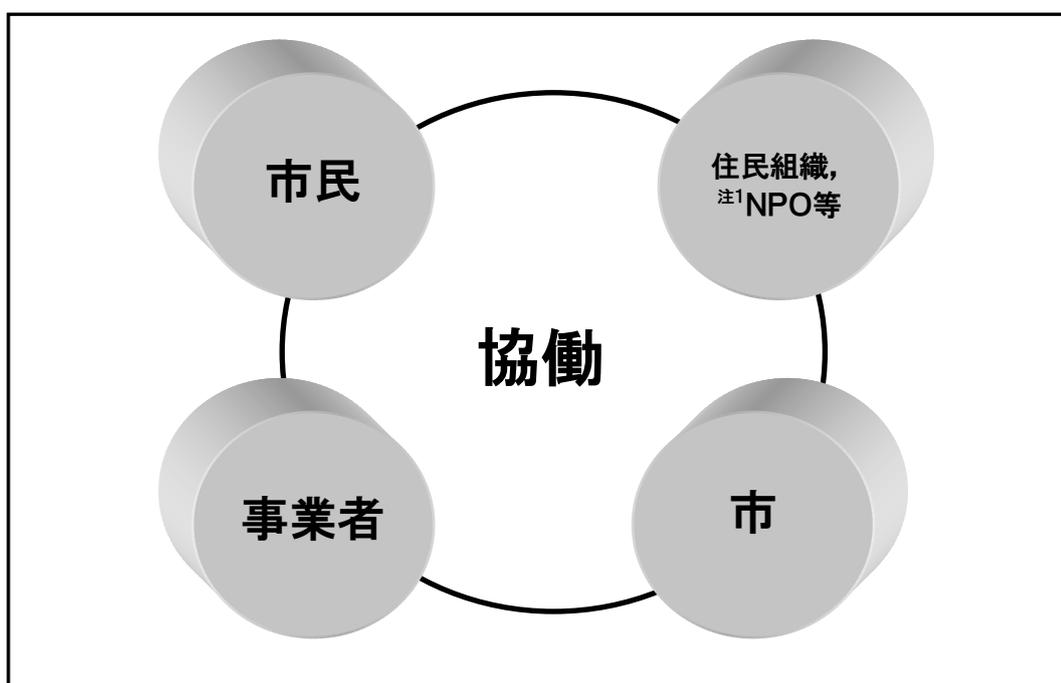
注1 旭川市地球温暖化対策率先実行計画(エッコらしよ)第2版

「地球温暖化対策推進法」第21条第1項に基づく、「市の事務・事業に関する実行計画」です。市の事務・事業によって排出される温室効果ガスの排出抑制等を率先実行するため、必要な行動等について定めています。

第5 推進体制

1 推進体制

計画の基本方針に基づき、具体的施策を市民・事業者・市・住民組織等の協働によって着実に実行し、数値目標の達成を目指します。



2 市民・事業者・市・住民組織等の役割

ごみ処理に関する計画や施策を確実に実行するためには、ごみの排出に関わる市民・事業者・市・住民組織等がそれぞれの役割を理解し、行動することが必要です。

次に示す各主体の基本的役割を確実に果たすことができるような環境づくりを進めます。

注1 NPO等

特定非営利活動法人法に基づいて認証された法人のほか、法人格を持たない任意の団体を含みます。

市民・事業者・市・住民組織等の役割

(1) 市民の役割

- ・ ごみを出さないような生活様式になるように努力をする。
- ・ 一人ひとりが可能な限りごみを分別し、排出マナーを守る。
- ・ ごみの減量やリサイクル、適正な処理に関し、地域の住民組織等や市と連携しながら取組を進める。

(2) 事業者の役割

- ・ ごみを自らの責任で適正に処理する自己処理責任の原則を徹底する。
- ・ 生産・流通・販売の各段階で、提供する商品やサービスがごみにならないようなくみづくりや工夫を行う。
- ・ 市が実施するごみの適正処理やごみの減量に関する施策に協力する。

(3) 市の役割

- ・ 市民が理解しやすい分別区分の設定や分別方法などについての周知・啓発をする。
- ・ 温室効果ガスの排出に配慮しながら、より効率的な収集運搬体制を構築する。
- ・ 安全でかつ環境に配慮したごみ処理方法についての調査・研究を進める。
- ・ 市民や事業者、住民組織等との協働によるごみの減量に向けた体制を整備する。
- ・ ごみ処理に関する経費、ごみ排出量等や計画の進行状況に関する情報を提供する。

(4) 住民組織やNPO等の役割

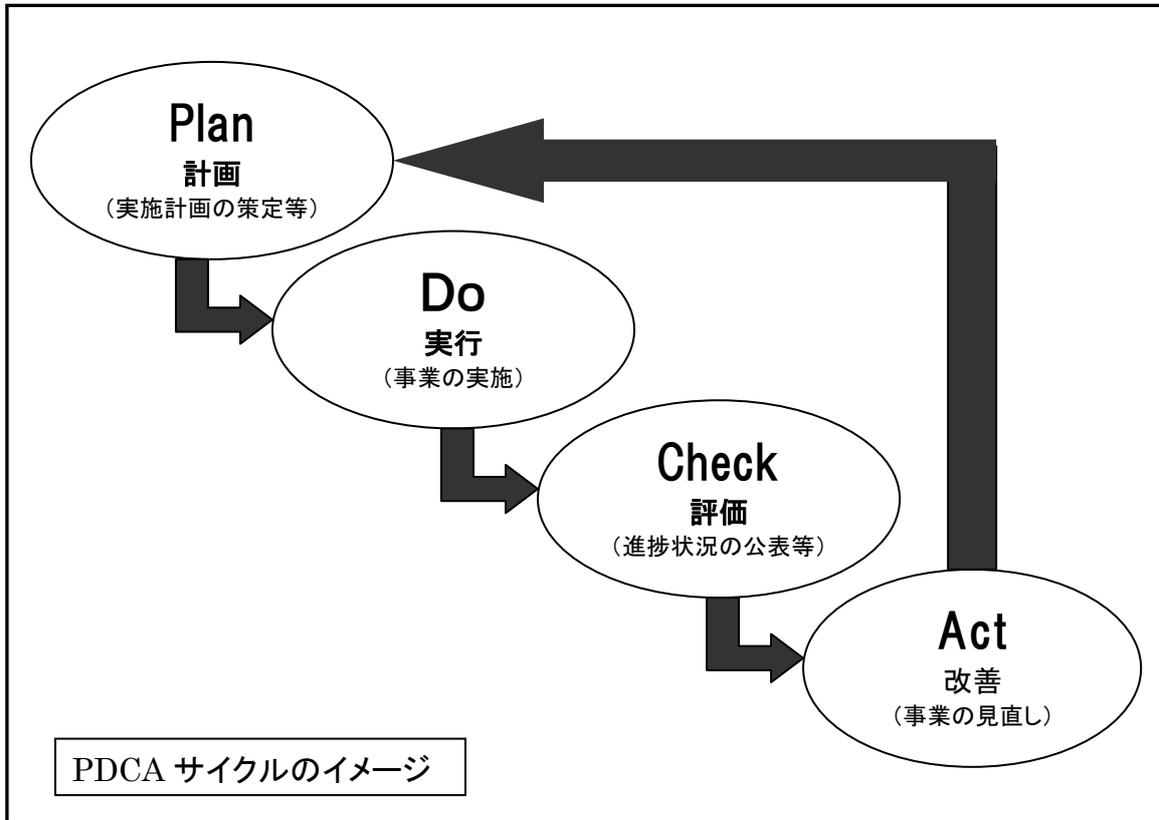
- ・ 住民組織やNPO等の市民団体は、柔軟性や専門性などの特徴を活かして他の主体と連携しながら、ごみ減量などの取組を進める。

3 計画の進行管理

(1) 基本計画の評価

本計画は、平成32年度までの長期に及ぶ計画であることから、計画の実施状況や目標値の達成状況などを定期的に評価し、問題点が発見された場合は改善を行う必要があります。

この考え方に基づき本計画は、Plan(計画)、Do(施策の実行)、Check(評価)、Act(改善)のPDCAサイクルにより継続的改善を図ります。



(2) 計画の進行管理

年度ごとに策定する「旭川市ごみ処理実施計画」において、本計画の基本方針に基づいて実施する施策の実施状況や数値目標の達成状況を把握することにより、本計画の進行状況を管理します。また、附属機関である旭川市廃棄物減量等推進審議会等の外部からの評価も取り入れることにより、進行管理体制の充実を図ります。

(3) 公表

基本計画に基づく各施策の実施状況や数値目標の達成状況については、広報誌やホームページのほか市が発行する刊行物など、様々な手法を用いて市民に公表します。

第2編 新・旭川市生活排水処理基本計画

第1 計画の基本方針

1 計画策定の趣旨及び位置づけ

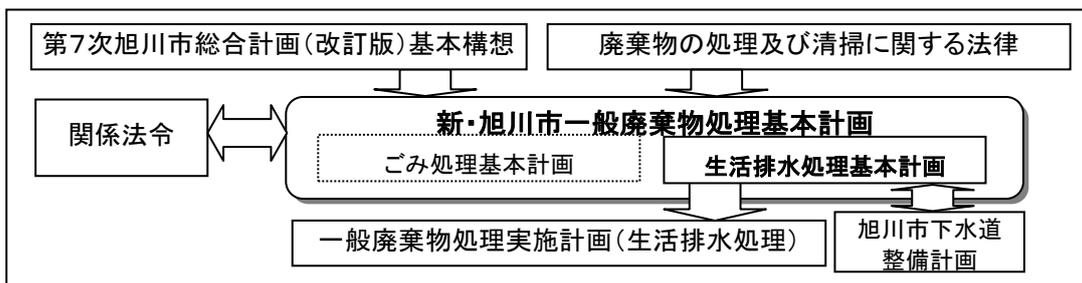
し尿及び浄化槽汚泥については、^{注1} 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）で、ごみと同様に一般廃棄物に位置づけられ、廃棄物処理法第6条第1項の規定で、市町村は区域内の^{注2}一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。

旭川市では、平成18年3月に現行の「ごみ処理・生活排水処理基本計画」を策定し、これに基づく施策などに取り組んできました。

この計画のうち、生活排水処理基本計画では、実績が当初想定しました計画処理区域内人口（行政区域内人口）などの推計値を下回る状況となり、現況と計画数値との整合性がとれないこととなったため、基本計画の見直しが必要となりました。

このような状況を踏まえて、今回、将来の計画処理区域内人口やし尿排出量などを見直して、公共下水道の整備計画などとの整合性を図り、新たな生活排水処理基本計画を策定するものです。

なお、本計画は、公共下水道等の整備が進められる中で、現在、整備の対象となっていない郊外の地域を対象として^{注3}生活排水に係る総合的な施策の指針とするために策定するものです。



注1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)
 廃棄物処理法は、廃棄物の排出抑制や適正な処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、昭和45年に制定された法律です。

注2 一般廃棄物処理基本計画
 廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、市町村は一般廃棄物処理計画を定めることとされ、基本的な事項を定める「基本計画」と基本計画の実施に必要な各年度の事業を定める「実施計画」の策定が規定され、さらに一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水」に区分し、それぞれの計画を定めることとしています。

注3 生活排水
 日常生活を通じて家庭のトイレ、台所、洗濯、洗面、風呂などから出る汚水を生活排水といいます。

2 計画の区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とします。

3 計画の期間及び目標年次

本計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

また、平成27年度を中間目標年次と設定し、計画の達成状況等を踏まえて、見直しを行います。

計画目標年次：平成32年度

中間目標年次：平成27年度

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
計画期間・目標	計画開始				中間目標					最終目標
	←				計画期間	→				

4 基本方針

(1) 生活排水処理の目的

本市では、市民の生活様式の変化や都市化の進展などに伴い、日常生活の中から排出される^{注4}生活雑排水が増加しており、その一部が未処理のまま排水されていることなどが、河川の汚濁原因の一つになっています。

このため、公共下水道等が整備されていない区域の浄化槽の整備をはじめ、平成13年4月施行の改正浄化槽法によって新設が禁止となった、し尿のみを処理する単独処理浄化槽から、生活雑排水を合わせて処理する浄化槽への転換を計画的に推進し、良好な水環境の保全に寄与しながら、生活雑排水による河川の水質汚濁の防止を図ることを目的とします。

(2) 生活排水処理の基本方針

公共下水道計画区域では公共下水道整備事業、農業集落形成区域では農業集落排水事業、その他の区域では浄化槽設置整備事業による生活排水処理を推進します。

また、本計画の区域以外の鷹栖町・東川町・東神楽町に加え、平成23年度から上川町を含めた4町からのし尿及び浄化槽汚泥等について、広域的な視点に立った河川水質の保全を図る観点から、協定等を締結して受入処理するとともに必要な連携を図ります。

(3) 本計画と関連する計画等との調整

本市の公共下水道整備事業及び農業集落排水事業の見直しが行われた場合には、本計画との調整を行います。

また、今後新たな技術開発等によって処理方法が展開されたときなど、基本計画の推計数値等に変動があった場合においては、必要な見直しや調整を行います。

注4 生活雑排水

家庭から出る生活排水のうち、トイレ以外の台所、洗濯、洗面、風呂などの汚水を生活雑排水といいます。

第2 生活排水の処理状況

1 処理形態別人口の推移

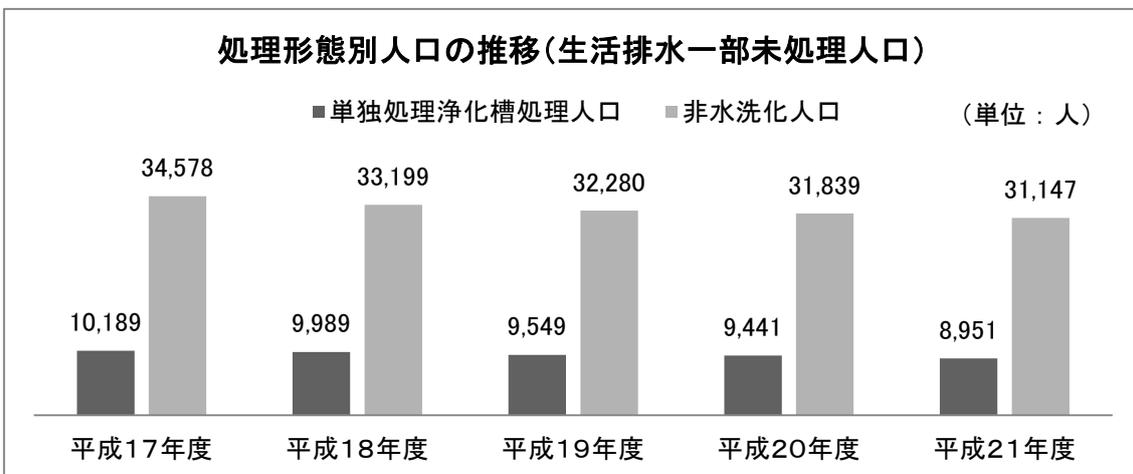
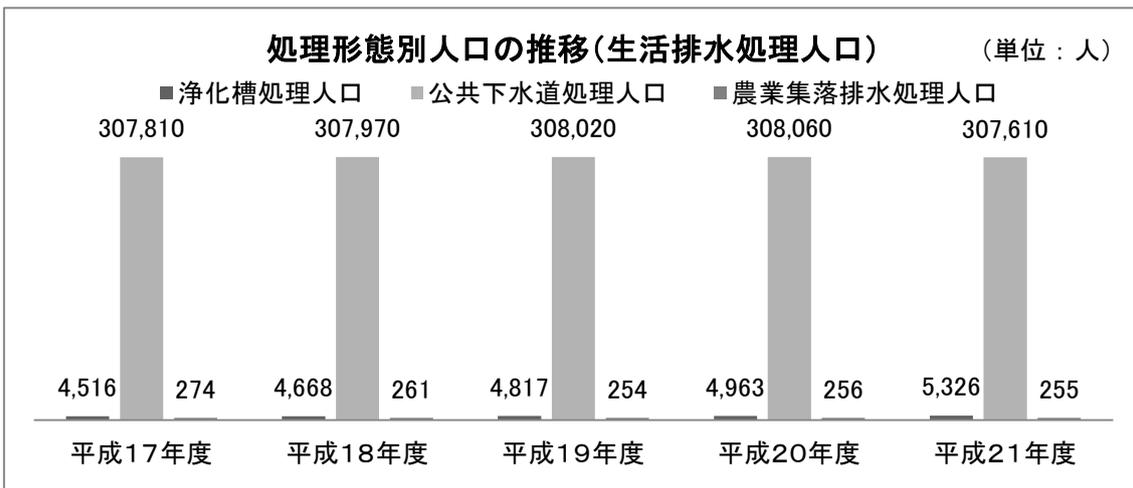
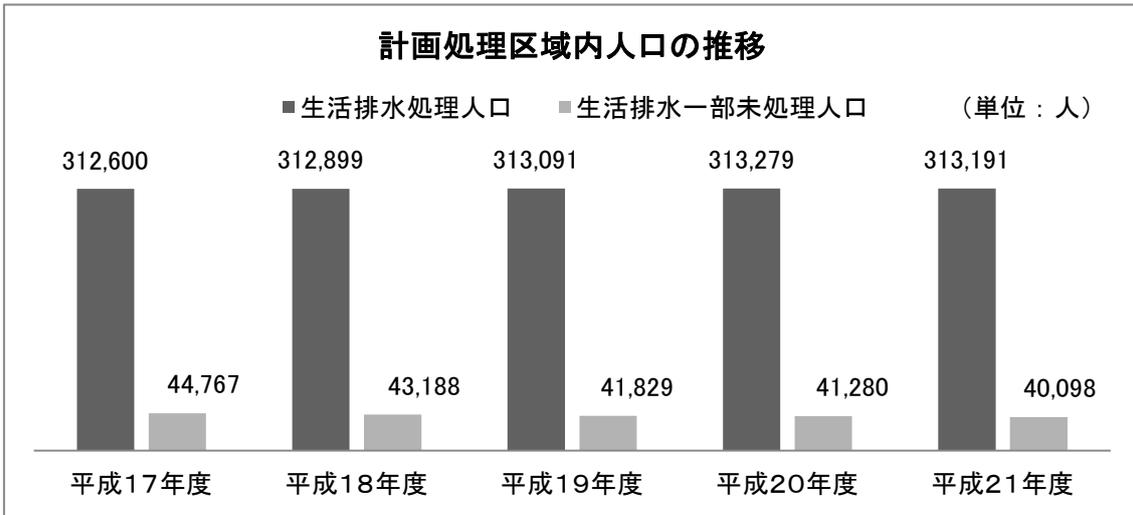
本市の生活排水の処理人口は、計画処理区域内人口（行政区域内人口）が、平成17年度から平成21年度までに4,078人（1.1%）の減少傾向にある中、生活排水処理人口は591人と僅かに増加しています。そのうち、公共下水道処理人口（水洗化人口）はほぼ横ばいですが、浄化槽処理人口は810人（17.9%）増加しています。

生活排水一部未処理人口は、4,669人（10.4%）と減少しています。

（単位：人）

項目 \ 年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	H21-H17
計画処理区域内人口 （行政区域内人口）	357,367	356,087	354,920	354,559	353,289	▲4,078
1 生活排水処理人口	312,600	312,899	313,091	313,279	313,191	591
(1) 浄化槽処理人口	4,516	4,668	4,817	4,963	5,326	810
(2) 公共下水道処理人口（水洗化人口）	307,810	307,970	308,020	308,060	307,610	▲200
(3) 農業集落排水処理人口	274	261	254	256	255	▲19
2 生活排水一部未処理人口	44,767	43,188	41,829	41,280	40,098	▲4,669
(1) 単独処理浄化槽人口	10,189	9,989	9,549	9,441	8,951	▲1,238
(2) 非水洗化人口	34,578	33,199	32,280	31,839	31,147	▲3,431

※各年度3月末現在の人口。



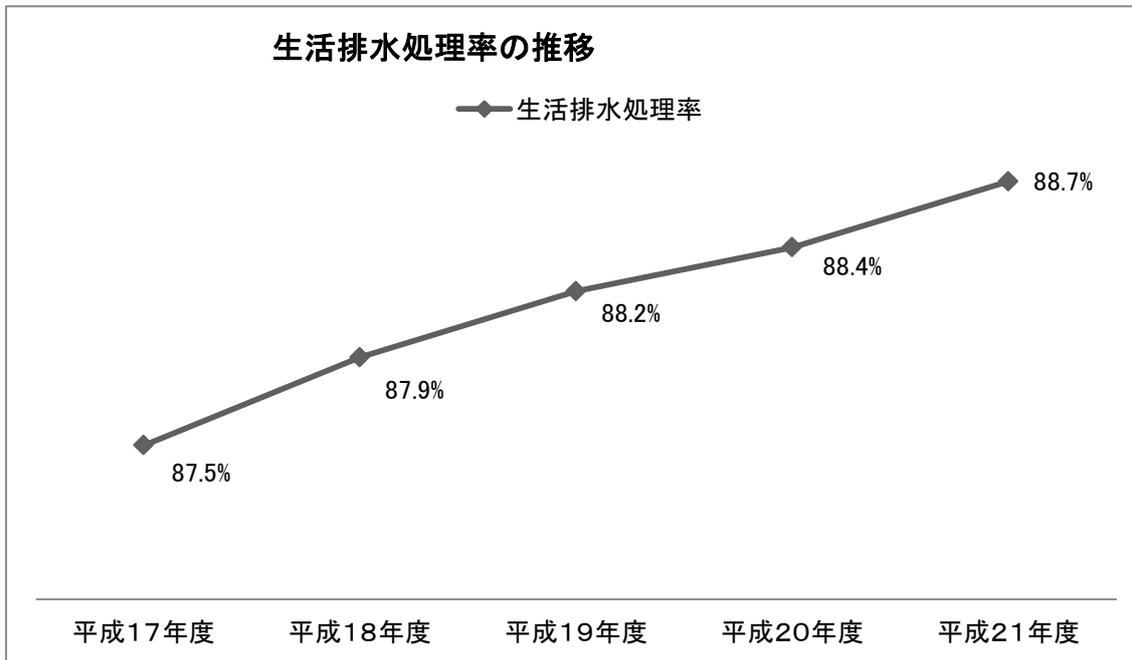
2 生活排水処理率の推移

生活排水処理率は、平成17年度から平成21年度までの5年間で1.2%と僅かではありますが上昇し、緩やかに改善されています。

(単位:人,%)

項目 \ 年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	H21-H17
計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	357,367	356,087	354,920	354,559	353,289	▲4,078
生活排水処理人口	312,600	312,899	313,091	313,279	313,191	591
注5 生活排水処理率 $\left(\frac{\text{生活排水処理人口}}{\text{計画処理区域内人口}} \right) \times 100$	87.5%	87.9%	88.2%	88.4%	88.7%	1.2%

※各年度3月末現在の人口。



注5 生活排水処理率

公共下水道や浄化槽などの生活排水処理施設で生活排水を適正に処理している人口の割合です。
(生活排水処理人口を計画処理区域内人口で除して求めた数値)

3 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥等の排出状況

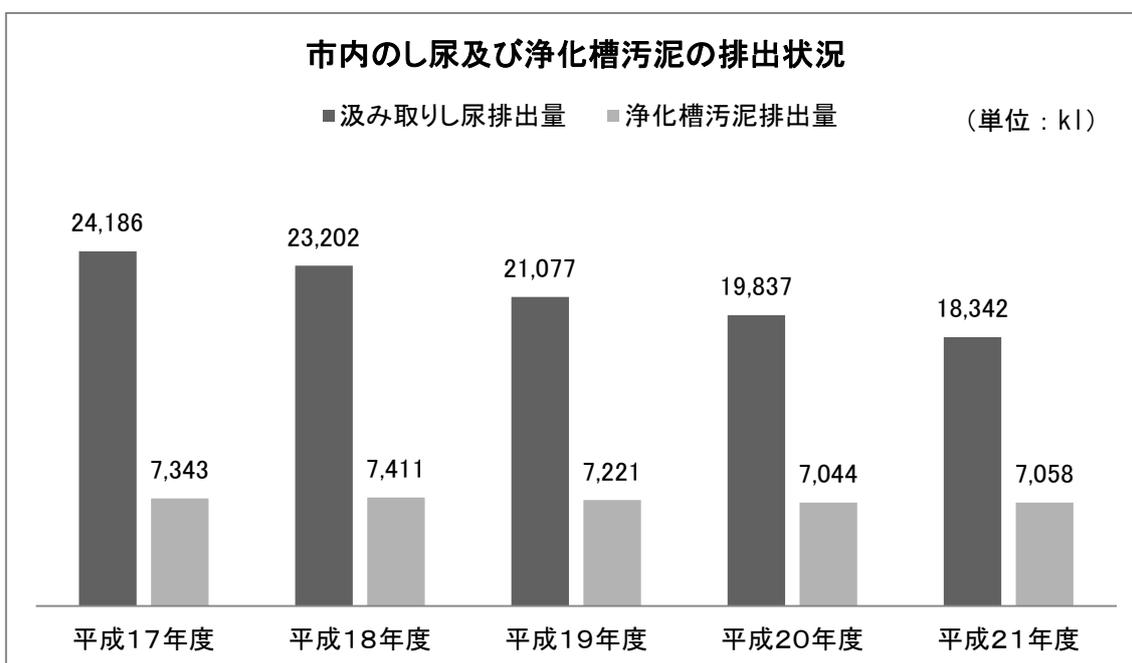
(1) 市内の排出状況

市内における汲み取りし尿排出量は、平成17年度から平成21年度まで5,844キロリットル(24.2%)減少しています。また、浄化槽汚泥排出量も、285キロリットル(3.9%)と僅かな減少が見られます。

(単位:kl)

項目/年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	H21-H17
汲み取りし尿排出量	24,186	23,202	21,077	19,837	18,342	▲5,844
浄化槽汚泥排出量	7,343	7,411	7,221	7,044	7,058	▲285
合計	31,529	30,613	28,298	26,881	25,400	▲6,129

※各年度3月末現在の数値。



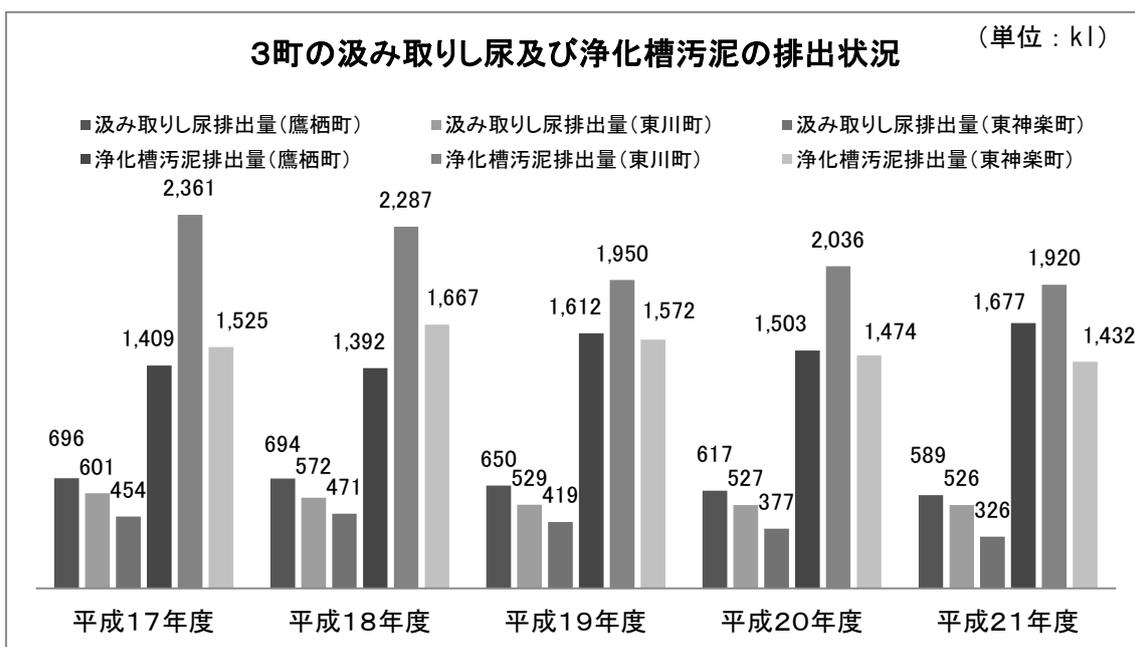
(2) 3町(鷹栖町, 東川町, 東神楽町)の排出状況

汲み取りし尿排出量は, 平成17年度から平成21年度までで, 3町あわせて310キロリットル(17.0%)減少し, 3町ともそれぞれ減少傾向にあります。また, 浄化槽汚泥排出量も, 3町あわせて266キロリットル(5.0%)減少していますが, 鷹栖町だけは268キロリットル(19.0%)の増加が見られます。

(単位:kl)

項目 / 年度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	H21-H17
汲み取りし尿排出量	鷹栖町	696	694	650	617	589	▲107
	東川町	601	572	529	527	526	▲75
	東神楽町	454	471	419	377	326	▲128
	小計	1,751	1,737	1,598	1,521	1,441	▲310
浄化槽汚泥排出量	鷹栖町	1,409	1,392	1,612	1,503	1,677	268
	東川町	2,361	2,287	1,950	2,036	1,920	▲441
	東神楽町	1,525	1,667	1,572	1,474	1,432	▲93
	小計	5,295	5,346	5,134	5,013	5,029	▲266
合計		7,046	7,083	6,732	6,534	6,470	▲576

※各年度3月末現在の数値。



(2) 生活排水の処理主体

本市では、生活排水処理施設として、公共下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽、^{注6} 単独処理浄化槽、し尿中間処理施設がそれぞれ整備されています。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理対象区域	処理主体
下水処理センター 亀吉下水終末処理場	・し尿(水洗トイレ) ・生活雑排水(台所, 風呂など)	公共下水道計画区域	旭川市
農業集落排水処理施設(千代ヶ岡農業集落排水処理センター)	・し尿(水洗トイレ) ・生活雑排水(台所, 風呂など)	農業集落形成区域(千代ヶ岡地区)	旭川市
浄化槽	・し尿(水洗トイレ) ・生活雑排水(台所, 風呂など)	公共下水道計画区域及び農業集落形成区域以外の区域	個人等
単独処理浄化槽(みなし浄化槽)	・し尿(水洗トイレ)	計画処理区域内	個人等
環境センター	・し尿(汲み取り・簡易水洗トイレ) ・浄化槽汚泥	計画処理区域内	旭川市

注6 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽は、し尿のみを処理する浄化槽として設置されてきましたが、平成13年4月施行の改正浄化槽法により、新たに設置できなくなりました。ただし、浄化槽法改正後においても、既存の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として浄化槽法が適用されています。

第4 生活排水の処理計画

1 生活排水の処理計画

(1) 生活排水の処理目標

基本方針に沿って、公共下水道整備事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業により、生活排水処理を推進するための目標を次のとおり設定します。

ア 計画人口

項目 / 年度	平成21年度	平成27年度	平成32年度
計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	353,289人	342,000人	327,000人
生活排水処理人口	313,191人	305,628人	296,228人

※都市計画及び下水道整備計画の人口予測値等との整合性を考慮し、各計画人口を推計して独自に設定。平成21年度は基準年度。各年度3月末現在の人口。

イ 処理形態別計画人口

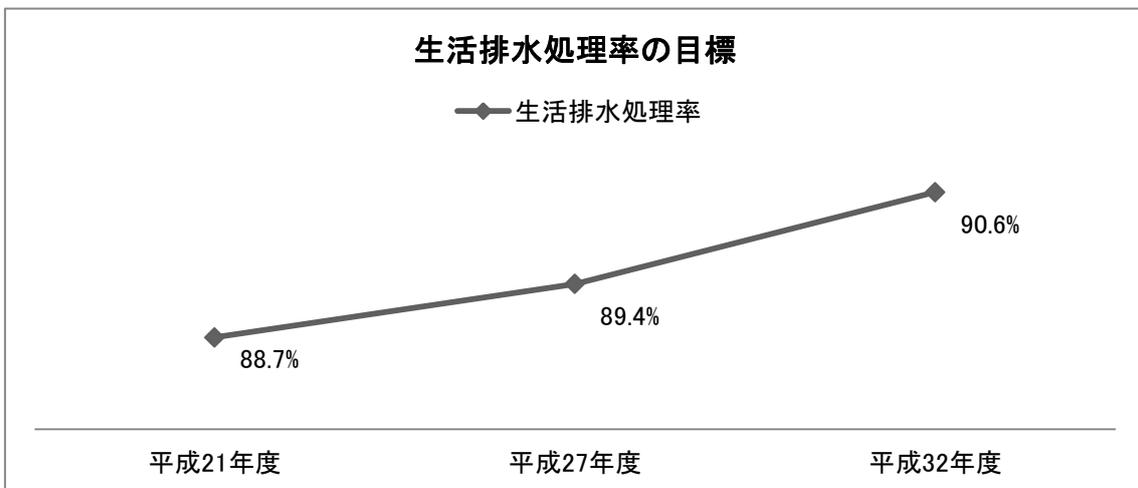
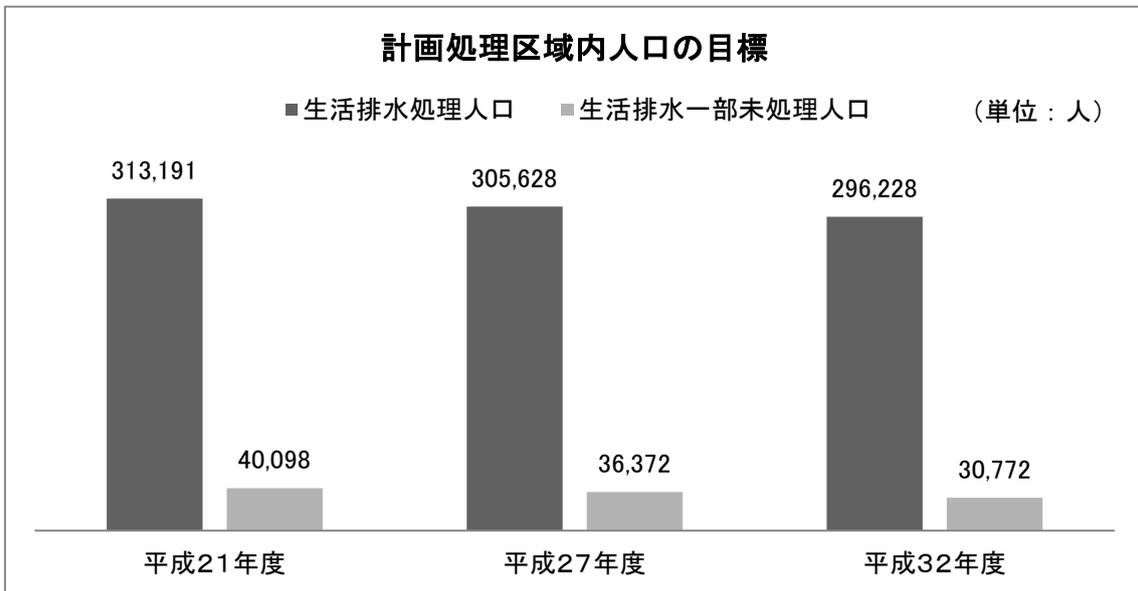
項目 / 年度	平成21年度	平成27年度	平成32年度
1 計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	353,289人	342,000人	327,000人
(1) 生活排水処理人口	313,191人	305,628人	296,228人
ア 浄化槽処理人口	5,326人	6,790人	8,390人
イ 公共下水道処理人口 (水洗化人口)	307,610人	298,400人	287,400人
ウ 農業集落排水処理人口	255人	438人	438人
(2) 生活排水一部未処理人口	40,098人	36,372人	30,772人
ア 単独処理浄化槽人口	8,951人	7,520人	6,530人
イ 非水洗化人口	31,147人	28,852人	24,242人
2 計画処理区域外人口	0人	0人	0人

※平成21年度は基準年度。各年度3月末現在の人口。

ウ 生活排水処理率

項目 / 年度	平成21年度	平成27年度	平成32年度
生活排水処理率	88.7%	89.4%	90.6%
$\left[\frac{\text{生活排水処理人口}}{\text{計画処理区域内人口}} \right] \times 100$			

※生活排水の適正な処理の進捗状況を表す「生活排水処理率」を用いて目標値を設定。平成21年度は基準年度。



2 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥等の処理計画

(1) 中間処理施設

環境センターは、本市で発生した汲み取りし尿及び浄化槽汚泥を受け入れし、きょう雑物を除去した後、下水道放流基準以下に清水で希釈し公共下水道へ放流しています。

また、近郊の鷹栖町、東神楽町、東川町の汲み取りし尿及び浄化槽汚泥等についても受託し処理しています。更に、平成23年度から新たに上川町の汲み取りし尿及び浄化槽汚泥について受託し処理します。

なお、環境センターは、平成3年度から使用開始し、既に20年が経過していることから、設備の改修が必要な時期であり、改修にあたっては今後の処理量に見合った能力に改善するとともに、施設の延命化を図ります。

項目 / 区分	現 況	計 画
施設名称	旭川市環境センター	旭川市環境センター
所在地	旭川市東旭川町上兵村282番地	旭川市東旭川町上兵村282番地
稼働	平成3年4月	平成25年4月予定
敷地面積	30,506.18㎡	30,506.18㎡
建物延床面積	3,298.95㎡	3,298.95㎡
施設形式	し尿前処理施設	し尿前処理施設
処理能力	日量 360kl	日量 100kl
主な処理内容	<ul style="list-style-type: none"> ・きょう雑物を除去後、希釈し下水道へ放流 ・きょう雑物は埋め立て処分 	<ul style="list-style-type: none"> ・きょう雑物のうち沈砂物等を除き細破碎後、希釈し下水道へ放流 ・沈砂物等は燃やせないごみとして埋め立て処分

(2) 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の排出量の計画

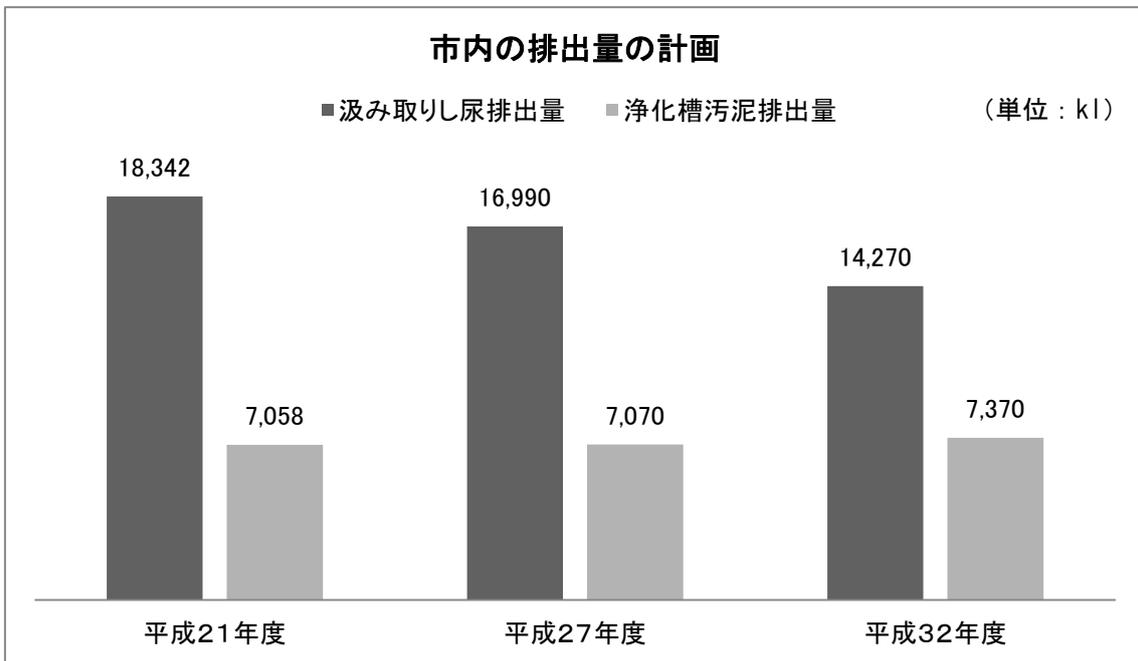
処理形態別計画人口に基づいた汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の排出量の計画値は、次のとおりです。

なお、平成23年度から本計画の区域以外の近郊3町に、新たに上川町を加え4町の汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の排出量の計画としています。

ア 市内の排出量の計画

項目 / 年度	平成21年度	平成27年度	平成32年度
汲み取りし尿排出量	18,342kl	16,990kl	14,270kl
浄化槽汚泥排出量	7,058kl	7,070kl	7,370kl
合計	25,400kl	24,060kl	21,640kl

※各排出量は平成21年度^{注7}発生原単位を使用し推計。平成21年度は基準年度。



注7 発生原単位

家庭から発生する汲み取りし尿や浄化槽汚泥の予測排出量を算出するために用いる係数で、1人1日に排出する量で表します。各発生原単位の算出は次のとおりです。

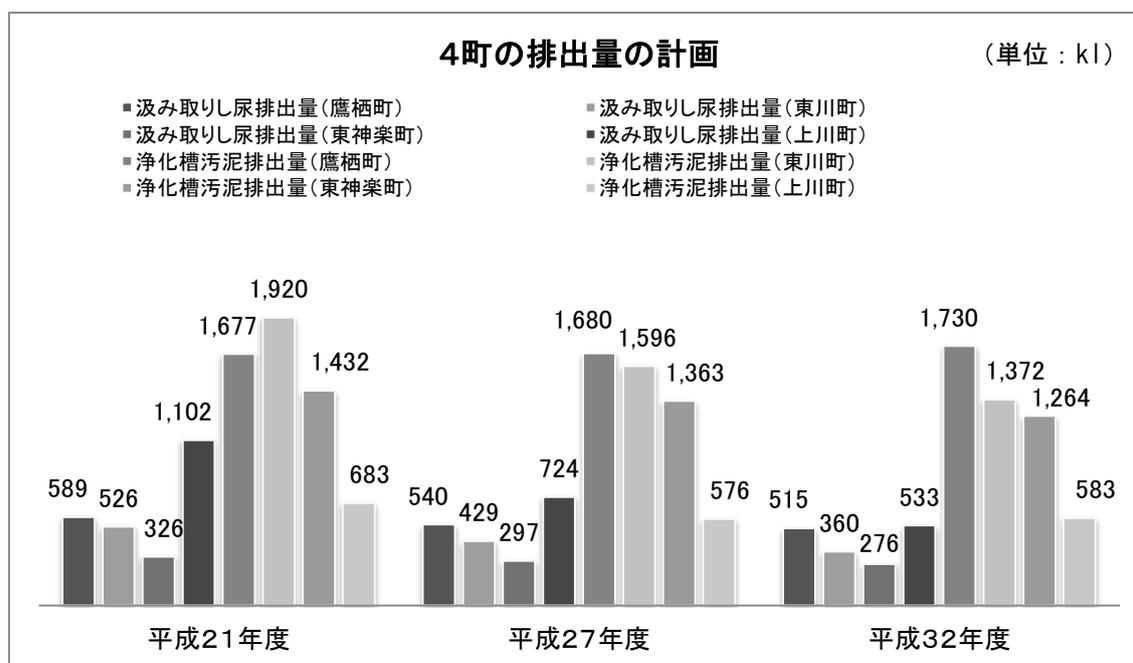
・汲み取りし尿発生原単位：汲み取りし尿排出量を非水洗化人口で除して求めた数値を年間日数で除して得た数量(ℓ/人・日)。

・浄化槽汚泥発生原単位：浄化槽汚泥排出量を浄化槽人口に単独処理浄化槽人口を加え人口で除して求めた数値を年間日数で除して得た数量(ℓ/人・日)。

イ 4町(鷹栖町, 東川町, 東神楽町, 上川町)の排出量の計画

項目 / 年度		平成21年度	平成27年度	平成32年度
汲み取りし尿排出量		2,543kl	1,990kl	1,684kl
	鷹栖町	589kl	540kl	515kl
	東川町	526kl	429kl	360kl
	東神楽町	326kl	297kl	276kl
	上川町	1,102kl	724kl	533kl
浄化槽汚泥排出量		5,712kl	5,215kl	4,949kl
	鷹栖町	1,677kl	1,680kl	1,730kl
	東川町	1,920kl	1,596kl	1,372kl
	東神楽町	1,432kl	1,363kl	1,264kl
	上川町	683kl	576kl	583kl
合計		8,255kl	7,205kl	6,633kl

※各町が推計した予測値を使用。平成21年度は基準年度。



(3) 汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の収集体制と処理方法

本市の汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の収集体制と処理方法は、次のとおりです。

項目 / 区分	収集・運搬体制	収集・運搬範囲	処理方法
汲み取りし尿	委託業者 3社	行政区域内を委託別に区域割	バキューム車で環境センターへ搬入処理
浄化槽汚泥	許可業者 1社	行政区域内全域	バキューム車で環境センターへ搬入処理

3 その他

(1) ディスポーザー処理槽の汚泥処理

^{注8}ディスポーザーは、近年、主にマンションや一戸建て住宅などに、台所の生ごみを粉砕し、排水処理槽で処理した水を下水道等に放流するため設置されていますが、その処理槽から排出される汚泥は、一般廃棄物であることから浄化槽汚泥と同様に取り扱うこととします。

(2) 移動式公衆便所の貸付

移動式公衆便所は、一時的にトイレが不足するスポーツ会場やイベント会場などの行事で利用されているため、今後も継続して貸し付けを行います。

注8 ディスポーザー

旭川市では、生ごみを粉砕し、水とともに直接公共下水道へ放流するディスポーザーは認めておりません。ただし、排水処理設備を設けた場合のみ認めており、水道局への申請が必要です。

第5 普及及び啓発活動

個々の家庭から排出される未処理の生活雑排水が生活環境の悪化や河川などの水質汚濁の要因となること、また生活排水の適正な処理の必要性などについて広く周知するため、広報やパンフレットの配布、市のホームページへの掲載などでの啓発活動を進めていきます。

また、公共下水道等整備区域以外の区域においては、浄化槽の普及を促進するとともに、浄化槽設置者や関係業者などに対して、適正な維持管理のため、浄化槽の水質検査を徹底するよう指導します。

新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画

平成23年(2011年)3月発行

発行 / 旭川市

編集 / 旭川市環境部 ごみ減量推進課
廃棄物処理課

〒070-8525 旭川市6条通9丁目

電話 0166-26-1111(代表)

FAX 0166-29-3977

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>